



平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会

|| 平成 2 8 年 2 月 1 日 ||

草加八潮消防組合議会会議録

草加八潮消防組合議会

平成28年第1回草加八潮消防組合議会定例会

会 議 録 目 次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |
| <hr/> | |
| 議事日程（2月1日、月） | 3 |
| 本日の会議に付した事件 | 4 |
| 出席・欠席議員 | 6 |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者 | 6 |
| 本会議に出席した議会担当職員 | 6 |
| 臨時議長の紹介 | 7 |
| 開 会 | 7 |
| 開 議 | 7 |
| 仮議席の指定 | 7 |
| 議長の選挙 | 7 |
| 議長就任のあいさつ | 8 |
| 副議長の選挙 | 8 |
| 副議長就任のあいさつ | 9 |
| 議席の指定 | 9 |
| 管理者あいさつ | 9 |
| 副管理者あいさつ | 10 |
| 会議録署名議員の指名 | 10 |
| 会期の決定 | 10 |
| 諸 報 告 | 11 |
| 地方自治法第121条第1項の規定による説明員の報告 | 11 |
| 管理者提出議案の報告及び上程（第50号議案） | 11 |

| | |
|-----------------------|----|
| 管理者提出議案の説明（第50号議案） | 11 |
| 管理者提出議案に対する質疑（第50号議案） | 11 |
| 討 論（第50号議案） | 12 |
| 採 決（第50号議案） | 12 |
| 第50号議案の同意 | 12 |
| 議員提出議案の報及び上程 | 12 |
| 議員提出議案の説明 | 12 |
| 議員提出議案に対する質疑 | 13 |
| 討 論 | 14 |
| 採 決 | 14 |
| 議第1号議案の可決 | 14 |
| 議第2号議案の可決 | 14 |
| 日程の追加 | 14 |
| 議会運営委員会委員の選任 | 14 |
| 日程の追加 | 15 |
| 議会運営委員会正・副委員長の互選結果報告 | 15 |
| 日程の追加 | 15 |
| 委員会提出議案の報告及び上程 | 16 |
| 委員会提出議案の説明 | 16 |
| 委員会提出議案に対する質疑 | 16 |
| 討 論 | 17 |
| 採 決 | 17 |
| 委第1号議案の可決 | 17 |
| 管理者提出議案の報告及び上程 | 17 |
| 管理者提出議案の説明 | 17 |
| 管理者提出議案に対する質疑 | 39 |
| 3番 平野厚子議員 | 39 |
| 1番 篠原亮太議員 | 45 |
| 5番 池谷和代議員 | 49 |
| 委員会付託省略 | 51 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| 討 論 | 5 2 |
| 3番 平野厚子議員 | 5 2 |
| 1番 篠原亮太議員 | 5 3 |
| 5番 池谷和子議員 | 5 4 |
| 採 決 | 5 4 |
| 第1号議案から第3号議案の承認 | 5 4 |
| 第4号議案から第17号議案の可決 | 5 4 |
| 第18号議案及び第20号議案から第33号議案の可決 | 5 5 |
| 第19号議案の可決 | 5 5 |
| 第34号議案及び第36号議案から第38号議案の可決 | 5 5 |
| 第35号議案の可決 | 5 5 |
| 第39号議案から第46号議案の可決 | 5 5 |
| 第47号議案の可決 | 5 6 |
| 第48号議案の可決 | 5 6 |
| 第49号議案及び第51号議案から第53号議案の同意 | 5 6 |
| 日程の追加 | 5 6 |
| 閉会中の特定事件の委員会付託 | 5 6 |
| 管理者あいさつ | 5 7 |
| 閉 会 | 5 7 |

| | |
|------------|-----|
| 署名議員 | 5 8 |
|------------|-----|

参考資料

| | |
|-------------------|---|
| 1 議案処理結果一覧表 | 1 |
| (1) 管理者提出議案 | 1 |
| (2) 委員会提出議案 | 3 |

| | |
|-------------------|-----|
| (3) 議員提出議案 | 3 |
| 2 委員會提出議案 | 4 |
| 3 議員提出議案 | 2 8 |
| 4 議案質疑發言一覽表 | 3 5 |

草加八潮消防組合告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成28年第1回
草加八潮消防組合議会定例会を次のとおり招集し、同条第7項の規定により告示する。

平成28年1月21日

草加八潮消防組合管理者 田 中 和 明

- 1 期 日 平成28年2月1日
- 2 場 所 八潮市消防本部視聴覚会議室

応招議員 12名

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 篠原亮太 | 議員 | 7番 | 浅井昌志 | 議員 |
| 2番 | 田中宣光 | 議員 | 8番 | 西沢可祝 | 議員 |
| 3番 | 平野厚子 | 議員 | 9番 | 小倉順子 | 議員 |
| 4番 | 佐々木洋一 | 議員 | 10番 | 飯塚恭代 | 議員 |
| 5番 | 池谷和代 | 議員 | 11番 | 小川利八 | 議員 |
| 6番 | 大山安司 | 議員 | 12番 | 小澤敏明 | 議員 |

不応招議員 なし

平成28年第1回草加八潮消防組合議会定例会
議 事 日 程

平成28年 2月 1日(月曜日)
午 前 1 0 時 開 会

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 仮議席の指定
- 4 議長の選挙
- 5 議長就任あいさつ
- 6 副議長の選挙
- 7 副議長就任あいさつ
- 8 議席の指定
- 9 管理者あいさつ
- 10 副管理者あいさつ
- 11 会議録署名議員の指名
- 12 会期の決定
- 13 諸 報 告
 - (1) 地方自治法第121条第1項の規定による説明員の報告
- 14 管理者提出議案の報告及び上程(第50号議案)
- 15 管理者提出議案の説明(第50号議案)
- 16 管理者提出議案に対する質疑(第50号議案)
- 17 討 論(第50号議案)
- 18 採 決(第50号議案)
- 19 議員提出議案の報告及び上程
- 20 議員提出議案の説明
- 21 議員提出議案に対する質疑
- 22 討 論
- 23 採 決

- 2 4 管理者提出議案の報告及び上程
- 2 5 管理者提出議案の説明
- 2 6 管理者提出議案に対する質疑
- 2 7 委員会付託省略
- 2 8 討 論
- 2 9 採 決
- 3 0 管理者あいさつ
- 3 1 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程 2 3 まで同じ

- 2 4 日程の追加
- 2 5 議会運営委員会委員の選任
- 2 6 日程の追加
- 2 7 議会運営委員会正・副委員長の互選結果報告
- 2 8 日程の追加
- 2 9 委員会提出議案の報告及び上程
- 3 0 委員会提出議案の説明
- 3 1 委員会提出議案に対する質疑
- 3 2 討 論
- 3 3 採 決
- 3 4 管理者提出議案の報告及び上程
- 3 5 管理者提出議案の説明
- 3 6 管理者提出議案に対する質疑
- 3 7 委員会付託省略
- 3 8 討 論
- 3 9 採 決
- 4 0 日程の追加
- 4 1 閉会中の特定事件の委員会付託

4 2 管理者あいさつ

4 3 閉 会

午前10時00分開会

出席議員 12名

| | | | | | |
|----|-------|----|-----|------|----|
| 1番 | 篠原亮太 | 議員 | 7番 | 浅井昌志 | 議員 |
| 2番 | 田中宣光 | 議員 | 8番 | 西沢可祝 | 議員 |
| 3番 | 平野厚子 | 議員 | 9番 | 小倉順子 | 議員 |
| 4番 | 佐々木洋一 | 議員 | 10番 | 飯塚恭代 | 議員 |
| 5番 | 池谷和代 | 議員 | 11番 | 小川利八 | 議員 |
| 6番 | 大山安司 | 議員 | 12番 | 小澤敏明 | 議員 |

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

| | | | |
|------|------|-------|-----|
| 田中和明 | 管理者 | 山崎隆市 | 参事 |
| 大山忍 | 副管理者 | 荻沢幸夫 | 副参事 |
| 浅井厚紀 | 理事 | 富田忠彦 | 副参事 |
| 安藤一明 | 理事 | 小倉喜代孝 | 副参事 |
| 加崎政秋 | 参事 | 石川友紀 | 副参事 |
| 田中一夫 | 参事 | 田中明 | 副参事 |
| 名倉健二 | 参事 | | |

本会議に出席した議会担当職員

| | | | |
|------|-----|------|----|
| 神原淳一 | 書記長 | 名倉大輔 | 書記 |
| 橋口良史 | 書記 | | |

傍聴人 なし

臨時議長の紹介

神原書記長 草加八潮消防組合設立後、最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、小澤議員さんが年長の議員でありますので、ご紹介を申し上げます。

小澤議員さん、議長席にお着き願います。

〔小澤臨時議長、議長席に着席〕

小澤臨時議長 ただいま紹介いただきました小澤敏明でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしく願いします。

午前10時02分開会

開会の宣告

小澤臨時議長 ただいまから平成28年第1回草加八潮消防組合議会定例会を開会いたします。

開議の宣告

小澤臨時議長 直ちに本日の会議を開きます。

仮議席の指定

小澤臨時議長 この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま御着席の議席と指定いたします。

議長の選挙

小澤臨時議長 これより議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

小澤臨時議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

小澤臨時議長 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決し

ました。

議長に飯塚恭代議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました飯塚恭代議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

小澤臨時議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました飯塚恭代議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました飯塚恭代議員が議場におられますので、本席から告知いたします。

議長就任のあいさつ

小澤臨時議長 議長に当選されました飯塚恭代議員の就任のあいさつをお願いいたします。

飯塚議長。

飯塚議長 おはようございます。

ただいま、皆様の御推挙によりまして議長の任を拝命いたしました飯塚でございます。

議員の皆様、執行部の皆様の御協力をいただきながら議会運営を進めてまいりたいというふうに思っております。何とぞよろしくお願ひ申し上げます。

小澤臨時議長 飯塚議長、議長席にお着き願います。

〔臨時議長、議長と交代〕

副議長の選挙

飯塚議長 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

飯塚議長 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

飯塚議長 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に小倉順子議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました小倉順子議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

飯塚議長 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました小倉順子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小倉順子議員が議長におられますので、本席より告知いたします。

副議長就任のあいさつ

飯塚議長 副議長に当選されました小倉順子議員の就任のあいさつをお願いいたします。
小倉副議長。

小倉副議長 ただいま副議長に就任いたしました小倉でございます。

草加八潮消防組合議会が円滑に推進できますよう頑張っている所存でございますので、よろしく願いを申し上げます。

議席の指定

飯塚議長 次に、議席の指定を行います。
議席は、議長において指名いたします。
その議席番号及び氏名を職員をして朗読させます。

書記長、朗読願います。

神原書記長

〔書記長朗読〕

1番 篠原亮太 議員

2番 田中宣光 議員

3番 平野厚子 議員

4番 佐々木洋一 議員

5番 池谷和代 議員

6番 大山安司 議員

7番 浅井昌志 議員

8番 西沢可祝 議員

9番 小倉順子 議員

10番 飯塚恭代 議員

11番 小川利八 議員

12番 小澤敏明 議員

飯塚議長 ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

管理者あいさつ

飯塚議長 次に、管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

田中管理者。

田中管理者 おはようございます。

平成28年第1回草加八潮消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、草加八潮消防組合設立後、初めての定例会の招集をさせていただきましたところ、構成市より選出いたしております議員の皆様におかれましては、御参集を賜りましてまことにありがとうございました。

また、議員の皆様におかれましては、日ご

ろから消防行政の各般にわたり御指導を賜りまして、改めて心より感謝を申し上げます。

さて、今定例会には、消防の広域化後、草加八潮消防組合として4月1日から共同処理を開始するために制定をしておく必要があります条例を初め、議案53件を提出させていただいているところでございます。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます、本定例会開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

副管理者あいさつ

飯塚議長 次に、副管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

大山副管理者。

大山副管理者 皆さん、おはようございます。

平成28年第1回草加八潮消防組合議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

草加八潮消防組合の発足に当たりましては、消防広域化の実現に御尽力いただきました構成市の議員の皆様、平成25年から消防広域化協議会にかかわられました関係者の皆様、また両市の市民の皆様方に対し、改めて心より感謝を申し上げます。

さて、消防組合が取り組むべき課題は、災害への対応や消防力の強化など多くございますが、広域化のメリットを最大限に発揮して、この埼玉県東南部地域をリードするような消防行政を目指してまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましては、今後とも消防組合の進展に御尽力、御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

会議録署名議員の指名

飯塚議長 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において

1番 篠原亮太 議員

2番 田中宣光 議員

を指名いたします。

会期の決定

飯塚議長 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

飯塚議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

諸報告

飯塚議長 次に、諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の

規定による説明員の報告

飯塚議長 本定例会に説明員として出席通知のありました人の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

管理者提出議案の報告及び上程

(第50号議案)

飯塚議長 次に、管理者から議案の提出がありましたので、御報告いたします。

議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

第50号議案を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、7番、浅井昌志議員の退席を求めます。

〔7番 浅井議員 退席〕

管理者提出議案の説明

(第50号議案)

飯塚議長 管理者から提案理由の説明を求めます。

田中管理者。

田中管理者 ただいま提出いたしました第50号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

この議案は、議員のうちから選任する監査委員として、新たに浅井昌志氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

飯塚議長 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

管理者提出議案に対する質疑

(第50号議案)

飯塚議長 次に、第50号議案に対する質疑であります。発言通告はありません。

よって、第50号議案に対する質疑を終了いたします。

休憩の宣告

飯塚議長 暫時休憩いたします。

午前10時15分休憩

午前10時15分開議

開議の宣告

飯塚議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

討 論（第50号議案）

飯塚議長 討論ではありますが、発言通告はありません。

よって、討論を終了いたします。

採 決（第50号議案）

飯塚議長 直ちに採決を行います。

第50号議案の同意

飯塚議長 第50号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

飯塚議長 起立全員であります。

よって、第50号議案は同意されました。

7番、浅井昌志議員の入場、着席を求めます。

〔7番 浅井議員入場・着席〕

議員提出議案の報告及び上程

飯塚議長 次に、12番、小澤議員及び6番、大山議員から議案の提出がありましたので、御報告いたします。

議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

議第1号議案及び議第2号議案を一括議題といたします。

議員提出議案の説明

飯塚議長 提案理由の説明を求めます。

12番、小澤議員。

12番 小澤議員 議第1号議案 草加八潮消防組合議会委員会条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議第1号議案 草加八潮消防組合議会委員会条例の制定については、本組合の議会運営を円滑に行うため、地方自治法第109条第1項の規定により、議会運営委員会を置くものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からとするものでございます。

議員の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

飯塚議長 6番、大山議員。

6番 大山議員 議第2号議案 管理者の専決処分の指定について、提案理由を申し上げます。

議第2号議案 管理者の専決処分の指定については、議会の権限に属する軽易な事項について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、管理者が専決処分することができる事項を指定するものでございます。

内容につきましては、管理者が専決処分することができるものとしたしまして、法律上、組合の義務に属する損害賠償額の決定で、1件100万円以下のものとするものであります。ただし、保険等により補填されるものにあつては、その保険金等の額及び免責額以下のものとするものであります。

また、これらの損害賠償額の決定に伴い予算を定めることについても、専決処分することができるものとするものでございます。

議員の皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

飯塚議長 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

休憩の宣告

飯塚議長 暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時19分開議

開議の宣告

飯塚議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議員提出議案に対する質疑

飯塚議長 議員提出議案に対する質疑であります。発言通告はありません。

よって、議員提出議案に対する質疑を終了いたします。

休憩の宣告

飯塚議長 暫時休憩いたします。

午前10時19分休憩

午前10時20分開議

開議の宣告

飯塚議長 休憩前に引き続き会議を開きます

す。

されました。

討 論

飯塚議長 討論であります、発言通告はありません。

よって、討論を終了いたします。

休憩の宣告

飯塚議長 暫時休憩いたします。

午前10時21分休憩

午前10時22分開議

採 決

飯塚議長 直ちに採決を行います。

開議の宣告

飯塚議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第1号議案の可決

飯塚議長 議第1号議案 草加八潮消防組合議会委員会条例の制定については、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

飯塚議長 起立全員であります。

よって、議第1号議案は原案のとおり可決されました。

日程の追加

飯塚議長 お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、議題といたしたいと思ます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

飯塚議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議第2号議案の可決

飯塚議長 次に、議第2号議案 管理者の専決処分の指定については、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

飯塚議長 起立全員であります。

よって、議第2号議案は原案のとおり可決

議会運営委員会委員の選任

飯塚議長 議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第3条第1項により、

- 1番 篠原亮太 議員
- 2番 田中宣光 議員
- 3番 平野厚子 議員
- 6番 大山安司 議員
- 8番 西沢可祝 議員
- 11番 小川利八 議員

以上6名を指名いたします。

休憩の宣告

飯塚議長 暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前11時05分開議

開議の宣告

飯塚議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程の追加

飯塚議長 お諮りいたします。

議会運営委員会正・副委員長の互選結果報

告を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

飯塚議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会正・副委員長の互選結果報告を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議会運営委員会正・副委員長の互選結果報告

飯塚議長 議会運営委員会の正・副委員長が決まりましたので、御報告いたします。

議会運営委員長

大山安司 議員

議会運営副委員長

西沢可祝 議員

以上のように決定されました。

日程の追加

飯塚議長 お諮りいたします。

議会運営委員長から議案の提出がありました。

委第1号議案を日程に追加し、議題といたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

飯塚議長 御異議なしと認めます。

よって、委第1号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

委員会提出議案の報告及び上程

飯塚議長 議会運営委員長から議案の提出がありましたので、御報告いたします。

議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

委第1号議案を議題といたします。

委員会提出議案の説明

飯塚議長 提案理由の説明を求めます。

大山議会運営委員長。

6番 大山議員 委第1号議案 草加八潮消防組合議会会議規則の制定について、提案理由を申し上げます。

委第1号議案 草加八潮消防組合議会会議規則の制定については、地方自治法第120条の規定に基づき、議会運営に関する会議規則を定めるものでございます。

議員の皆様の御理解を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

飯塚議長 以上で、提案理由の説明を終了

いたします。

休憩の宣告

飯塚議長 暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時07分開議

開議の宣告

飯塚議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会提出議案に対する質疑

飯塚議長 委員会提出議案に対する質疑がありますが、発言通告はありません。

よって、委員会提出議案に対する質疑を終了いたします。

休憩の宣告

飯塚議長 暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前 11時07分開議

開議の宣告

飯塚議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

討 論

飯塚議長 討論がありますが、発言通告はありません。

よって、討論を終了いたします。

採 決

飯塚議長 直ちに採決を行います。

委第1号議案の可決

飯塚議長 委第1号議案 草加八潮消防組合議会会議規則の制定については、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

飯塚議長 起立全員であります。

よって、委第1号議案は原案のとおり可決されました。

休憩の宣告

飯塚議長 暫時休憩いたします。

午前 11時09分休憩

午前 11時09分開議

開議の宣告

飯塚議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理者提出議案の報告及び上程

飯塚議長 管理者から議案の提出がありましたので、御報告いたします。

議案はお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

第1号議案から第49号議案及び第51号議案から第53号議案を一括議題といたします。

管理者提出議案の説明

飯塚議長 管理者から提案理由の説明を求めます。

田中管理者。

田中管理者 ただいま提出いたしました議案52件につきまして、その概要並びに提案理由について御説明を申し上げます。

初めに、第1号議案 専決処分の承認を求

めることについて（草加八潮消防組合の休日
を定める条例）は、草加八潮消防組合規約の
一部が平成27年10月1日に施行されることに
伴い、草加八潮消防組合の休日を定める条例
を制定する必要を認めたものでございます。

本来ならば、議会の議決を経て制定すべき
ところではございますが、組合設立と同時に
必要な条例でございましたことから、議会を
招集する時間的余裕がないことが明らかであ
ると認め、地方自治法第179条第1項の規定
により、平成27年10月1日に専決処分をさせ
ていただきましたので、議会の承認を求める
ものでございます。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求め
ることについて（草加八潮消防組合公告式条
例）は、草加八潮消防組合規約の一部が平成
27年10月1日に施行されることに伴い、草加
八潮消防組合公告式条例を制定する必要を認
めたものでございます。

本来ならば、議会の議決を経て制定すべき
ところではございますが、組合設立と同時に
必要な条例でございましたことから、議会を
招集する時間的余裕がないことが明らかであ
ると認め、地方自治法第179条第1項の規定
により、平成27年10月1日に専決処分をさせ
ていただきましたので、議会の承認を求める
ものでございます。

次に、第3号議案 専決処分の承認を求め
ることについて（草加八潮消防組合議会定例
会条例）は、草加八潮消防組合規約の一部が

平成27年10月1日に施行されることに伴い、
草加八潮消防組合議会定例会条例を制定する
必要を認めたものでございます。

本来ならば、議会の議決を経て制定すべき
ところではございますが、組合設立と同時に
必要な条例でございましたことから、議会を
招集する時間的余裕がないことが明らかであ
ると認め、地方自治法第179条第1項の規定
により、平成27年10月1日に専決処分をさせ
ていただきましたので、議会の承認を求める
ものでございます。

次に、第4号議案 草加八潮消防組合議会
の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例
の制定については、地方自治法第203条の規
定に基づき、議会の議長、副議長、議会運営
委員会委員長及び議員の議員報酬並びに費用
弁償に関し必要な事項を定めるものでござい
ます。

次に、第5号議案 草加八潮消防組合特別
職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償
に関する条例の制定については、地方自治法
第203条の2の規定に基づき、特別職の職員
で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関し必要
な事項を定めるものでございます。

次に、第6号議案 草加八潮消防組合証人
等の実費弁償に関する条例の制定については、
組合の機関の請求により出頭し、参加し、ま
たは出席した者に対する実費弁償に関し必要
な事項を定めるものでございます。

次に、第7号議案 草加八潮消防組合議会

の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定については、地方公務員災害補償法第69条及び第70条の規定に基づき、議会の議員その他非常勤の職員に対する公務上の災害または通勤による災害に対する補償に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第8号議案 草加八潮消防組合職員公務災害等見舞金支給条例の制定については、職員の公務上の災害または通勤による災害に対する公務災害等見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第9号議案 草加八潮消防組合監査委員条例の制定については、地方自治法第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第10号議案 草加八潮消防組合公平委員会設置条例の制定については、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、公平委員会の設置について定めるものでございます。

次に、第11号議案 草加八潮消防組合情報公開条例の制定については、住民の知る権利を保障し、組合の諸活動を住民に説明する責任を全うするため、公文書の公開等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第12号議案 草加八潮消防組合個人情報保護条例の制定については、自己の個人情報管理する権利を保障し、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第13号議案 草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、草加八潮消防組合情報公開条例及び草加八潮消防組合個人情報保護条例に基づき、組合の実施機関の諮問に応じ審査するため、情報公開・個人情報保護審査会の設置について定めるものでございます。

次に、第14号議案 草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例の制定については、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、情報公開・個人情報保護審議会の設置について定めるものでございます。

次に、第15号議案 草加八潮消防組合行政手続条例の制定については、組合の行政運営における公平の確保と透明性の向上を図るため、行政手続法第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第16号議案 草加八潮消防組合行政不服審査法施行条例の制定については、行政不服審査法の全部改正に伴い、同法の規定に基づき必要な事項を定めるものでございます。

次に、第17号議案 草加八潮消防組合消防本部及び消防署設置条例の制定については、消防組織法第10条第1項に規定する消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第18号議案 草加八潮消防組合消防

長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、消防組織法第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第19号議案 草加八潮消防組合職員定数条例の制定については、消防組織法第11条第2項の規定に基づき、消防職員の定数に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第20号議案 草加八潮消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定については、地方公務員法第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第21号議案 草加八潮消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については、地方公務員法第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第22号議案 草加八潮消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定については、地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第23号議案 草加八潮消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定については、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第24号議案 草加八潮消防組合職員

の自己啓発等休業に関する条例の制定については、地方公務員法第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第25号議案 草加八潮消防組合職員の給与に関する条例の制定については、地方自治法第204条第2項及び地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第26号議案 草加八潮消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定については、地方自治法第204条第3項及び地方公務員法第25条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第27号議案 草加八潮消防組合職員等の旅費に関する条例の制定については、公務のため旅行する職員及び職員以外の者に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第28号議案 草加八潮消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定については、地方公務員法第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第29号議案 草加八潮消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定については、地方公務員法第29条第4項の規定

に基づく職員の懲戒の手續及び効果に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第30号議案 草加八潮消防組合職員の定年等に関する条例の制定については、地方公務員法第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第31号議案 草加八潮消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定については、消防職員または消防団員が消防業務に従事するに当たり、一身の危険を顧みることなく職務を遂行して死亡し、または障害の状態となったとき支給することができる賞じゅつ金に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第32号議案 草加八潮消防組合職員の再任用に関する条例の制定については、地方公務員法第28条の4第1項、第2項及び第3項並びに地方公務員法等の一部を改正する法律附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第33号議案 草加八潮消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定については、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第34号議案 草加八潮消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処

分に関する条例の制定については、地方自治法第96条第1項第5号及び第8号に規定する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関し定めるものでございます。

次に、第35号議案 草加八潮消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を定めるものでございます。

次に、第36号議案 草加八潮消防組合財政状況の公表に関する条例の制定については、地方自治法第243条の3第1項の規定に基づく財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第37号議案 草加八潮消防組合行政財産使用料条例の制定については、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の使用を許可した場合における使用料に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第38号議案 草加八潮消防組合消防関係手数料条例の制定については、地方自治法第227条の規定により、組合が徴収する手数料のうち消防関係手数料に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第39号議案 草加八潮消防組合火災予防条例の制定については、消防法の規定に基づき、火災予防上必要な事項を定めるものでございます。

次に、第40号議案 草加八潮消防組合消防

団の設置等に関する条例の制定については、消防組織法第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第41号議案 草加八潮消防組合草加市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定については、消防組織法第23条第1項の規定に基づき、草加市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第42号議案 草加八潮消防組合八潮市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定については、消防組織法第23条第1項の規定に基づき、八潮市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第43号議案 草加市消防団員及び八潮市消防団員の退職報償金の支給に関する条例の制定については、消防組織法第25条の規定に基づき、消防団員で非常勤のものが退職した場合において、退職報償金を支給することに関し必要な事項を定めるものでございます。

次に、第44号議案 指定金融機関の指定については、組合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関を指定したいので、地方自治法施行令第168条第2項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものがございます。

次に、第45号議案 埼玉県市町村総合事務

組合への加入については、平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合が加入することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、議会の議決をお願いするものがございます。

次に、第46号議案 草加八潮消防組合と草加市との間における情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会並びに行政不服審査会に関する事務の委託については、組合の情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会並びに行政不服審査会に関する事務を草加市に委託することについて協議したいので、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決をお願いするものがございます。

次に、第47号議案につきましては、平成27年度草加八潮消防組合一般会計予算でございます。歳入歳出予算の御審議をお願いするものがございます。

予算の総額につきましては20万4,000円でございます。歳入は全額構成市からの負担金でございます。歳出につきましては、組合設立時から今年度までの管理者、副管理者の報酬及び組合議員報酬など、必要な予算を計上したものでございます。

次に、第48号議案につきましては、平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算でございます。歳入歳出予算及び地方債の御審議をお願いするものがございます。

平成28年度の予算編成につきましては、本日2月1日に組合議会を開催することといたしましたことから、例年より1カ月前倒して予算編成を進める必要がございました。このため、経常的経費につきましては、両市の前年度の消防費の経常的経費の範囲内とし、臨時的経費につきましては、最少の経費で最大の効果が挙がるよう検討した上で編成したところでございます。

また、予算編成の過程では、消防内部の査定、両市財政担当課の査定、草加八潮消防組合運営委員会での審議を経て、当初予算を編成したものでございます。

予算総額につきましては34億6,700万円でございまして、先ほど御説明申し上げました平成27年度と比較いたしますと、34億6,679万6,000円の増となるものでございます。

また、歳入の主なものは、分担金及び負担金32億5,918万9,000円、使用料及び手数料501万6,000円、国庫支出金5,177万円、財産収入377万1,000円、諸収入375万円、組合債1億4,350万円でございます。

歳出につきましては、構成市の市民の安全・安心を確保するための消防行政に必要な経費を基本に、効果的かつ効率的な予算を計上させていただいたところでございます。

また、歳出の主なものは、議会費104万8,000円、総務費3,804万3,000円、消防費34億2,226万9,000円、予備費500万円でございます。

次に、第49号議案 監査委員の選任につき同意を求めることについては、人格高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関しすぐれた識見を有しておられる中村幸彦氏を監査委員に選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、議案に添付しております参考資料のとおりでございます。

次に、第51号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、人格高潔で高い識見を有する秋山和子氏を新たに公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、議案に添付しております参考資料のとおりでございます。

次に、第52号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、人格高潔で高い識見を有する渡辺幸男氏を新たに公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、議案に添付しております参考資料のとおりでございます。

次に、第53号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、人格高潔で高い識見を有する狩野稔氏を新たに公平委員会委員に選任いたしたく、地方公務員法

第9条の2第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、経歴につきましては、議案に添付しております参考資料のとおりでございます。

以上、議案52件につきまして、その概要の御説明を申し上げます。詳細につきましては理事から説明を申し上げますので、議員の皆様方の御理解をいただき、原案どおり議決を賜りますようお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

飯塚議長 浅井理事。

浅井理事 管理者提出議案について、詳細を順次御説明申し上げます。

まず、第1号議案 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

草加八潮消防組合の休日を守る条例でございますが、主な内容は、日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日を、組合の機関の執務は原則として行わず、組合の休日とするものでございます。

なお、施行期日は平成27年10月1日とするものでございます。

次に、第2号議案 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

草加八潮消防組合公告式条例でございますが、主な内容は、条例等の公布場所を定めるものでございまして、公告を行う掲示場は草加八潮消防組合の掲示場とするものでございます。

なお、施行日につきましては、平成27年10月1日とするものでございます。

次に、第3号議案 専決処分の承認を求めることについて申し上げます。

草加八潮消防組合議会定例会条例でございますが、主な内容は、地方自治法第102条第2項の規定に基づき、定例会の回数を年2回とするものでございます。

なお、施行期日は平成27年10月1日とするものでございます。

次に、第4号議案 草加八潮消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、報酬を年額といたしまして議長4万5,000円、副議長4万2,000円、議会運営委員会委員長4万800円、議員3万9,000円とするものでございます。

また、支給日につきましては、毎会計年度1回といたしまして、年度の途中で職につく、また失ったときは月割りとして計算をいたしまして、その際に支給するものでございます。

なお、費用弁償につきましては、公務で出張した場合、草加八潮消防組合職員等の旅費に関する条例により支給するものといたします。

施行期日につきましては、この条例の公布の日から施行し、平成27年12月1日から適用するものといたします。

次に、第5号議案 草加八潮消防組合特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償

に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、管理者は年額4万5,000円、副管理者は年額4万2,000円、監査委員のうち識見を有する委員、いわゆる代表監査委員は日額8,000円、議会選出の監査委員は日額1,000円、公平委員会委員長は日額8,000円、委員は日額7,000円、産業医は日額8,000円、附属機関の委員は日額7,000円、非常勤嘱託員は日額4,750円以上1万6,900円を超えない範囲内で管理者が定める額といたします。

なお、年額で規定されている特別職職員が年度の途中で職についたとき、また失ったときは、月割りで支給するものといたします。

なお、費用弁償につきましては、公務で出張した場合、草加八潮消防組合職員等の旅費に関する条例により支給するものといたします。

施行期日につきましては、この条例の公布の日から施行し、管理者及び副管理者の報酬は平成27年10月1日から適用するものといたします。

次に、第6号議案 草加八潮消防組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、対象となる者を議会が行う調査のため出頭した者、議会の会議において出頭を求めた参考人、監査のため必要があると認めるときに出頭した関係人などとし、草加八潮消防組合職員等の旅費に関する条例の規定に基づき旅費を支給するものでござい

ます。

施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。

次に、第7号議案 草加八潮消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償及び葬祭補償などの補償を定めるものでございます。

施行期日は公布の日から施行するものとし、経過措置として、施行日の前日までの市の条例の規定による災害補償は、市の条例の例によるものといたします。

次に、第8号議案 草加八潮消防組合職員公務災害等見舞金支給条例の制定について申し上げます。

主な内容は、対象者を常勤職員、非常勤職員、臨時職員、議会の議員、消防団員を対象とし、補償内容は死亡見舞金、障害見舞金及び療養見舞金といたします。

施行期日につきましては、平成28年4月1日とし、経過措置として、施行日の前日までに草加市職員公務災害等見舞金支給条例の規定により支給すべき理由を生じた見舞金は、市の条例の例によるものとするものでございます。

なお、この条例に相当する条例は草加市のみでございますので、経過措置の中で草加市条例の経過措置のみ規定しているものでございます。

次に、第9号議案 草加八潮消防組合監査委員条例の制定について申し上げます。

主な内容は、定例監査を毎年行うものとし、期日を7日前までに対象機関へ通知すること、行政監査等は期日の7日前までに対象機関へ通知すること、請求又は要求による監査は10日以内に監査に着手し、60日以内に公表を実施すること、例月出納検査は毎月25日に実施すること、決算等の審査は審査に付された日から60日以内に意見を付して管理者へ提出することなどを定めるものでございます。

施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。

次に、第10号議案 草加八潮消防組合公平委員会設置条例の制定について申し上げます。

この条例は、地方公務員法第7条第3項の規定に基づき、公平委員会の設置について定めるものでございます。

施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。

次に、第11号議案 草加八潮消防組合情報公開条例の制定について申し上げます。

主な内容は、本条例における実施機関は管理者、議会、監査委員及び公平委員会とすること、実施機関は、公文書の公開請求があった場合は、非公開情報が記録されている場合を除き、公開する義務を有すること、公開請求された公文書に非公開情報が記録されている場合、当該部分を除いた部分を公開すること、公開決定等について審査請求があったと

きは審査会の諮問に付すことなどを定めるものでございます。

施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。なお、経過措置といたしまして、それぞれの市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすものでございます。

次に、第12号議案 草加八潮消防組合個人情報保護条例の制定について申し上げます。

主な内容は、本条例における実施機関は管理者、議会、監査委員及び公平委員会とすること、個人情報の収集に当たっては、目的の範囲内で適法、公正な収集に限るとともに、生命、身体の保護のため緊急かつやむを得ない場合等を除き、目的の範囲外の利用や外部提供を制限することなどを規定すること、開示決定等に対して審査請求があったときは審査会の諮問に付すこと、条例に規定する義務等に違反した者に対して罰則を科すことなどを定めるものでございます。

施行期日については、平成28年4月1日とするものでございまして、経過措置として、この条例の施行日の前日までに市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとしたします。また、施行日の前日までに行為した者に対する罰則については、市条例の例によることとしたします。

次に、第13号議案 草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定につい

て申し上げます。

主な内容は、情報公開制度・個人情報保護制度におきまして審査請求があった場合に審査するため、情報公開・個人情報保護審査会の設置について定めるものでございます。

なお、審査会の事務は草加市に委託するものいたします。

施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。

次に、第14号議案 草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について申し上げます。

主な内容は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、情報公開・個人情報保護審議会の設置について定めるものでございます。

なお、審議会の事務は草加市に委託するものいたします。

施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。

次に、第15号議案 草加八潮消防組合行政手続条例の制定について申し上げます。

主な内容は、許認可等をするかどうかを条例等の定めに従って判断するための基準をできる限り具体的なものとしてあらかじめ用意しておき、行政上特別の支障があるときを除き、これを公にしておくものとする、申請が到達してから申請に対する処分を行うまでに要する期間の目安の標準処理期間を定め、これを公にしておくものとするなど

めるものでございます。

施行期日は平成28年4月1日とし、経過措置として、この条例の施行の日の前日までに市条例の規定によりなされた処分、行政指導及び届け出に関する手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすものでございます。

次に、第16号議案 草加八潮消防組合行政不服審査法施行条例の制定について申し上げます。

この内容は、行政手続条例の規定に基づく聴聞または弁明の手続がとられた場合に作成される調書等及び報告書を行政不服審査法の規定に基づく弁明書に添付すること、書面の交付を受ける場合の手数料は無料とすること、書面の交付に当たり、当該書面の作成または送付に要する実費は審査請求人または参加人が負担するものとするなどを定めるものでございます。

なお、実費負担につきましては、経済的困難その他の理由により負担することが困難と認めるときは、当該費用を免除することができるものいたします。

施行期日は平成28年4月1日いたします。

次に、第17号議案 草加八潮消防組合消防本部及び消防署設置条例の制定について申し上げます。

主な内容は、消防本部の名称は草加八潮消防局とすること、消防本部の位置は草加市神明二丁目2番2号とすること、消防署につい

ては、草加市全域を管轄する消防署を草加消防署とし、草加市神明二丁目2番2号に置くこと、八潮市全域を管轄する消防署を八潮消防署とし、八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地に置くこととするものでございます。

施行期日は平成28年4月1日とするものでございます。

次に、第18号議案 草加八潮消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について申し上げます。

主な内容は、消防長の資格を消防職員として消防業務に従事した者で、消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あったもの、また組合構成市の行政事務に従事した者で市長の直近下位の内部組織の長の職、その他、市におけるそれと同等と認められる職に2年以上あったものとするものでございます。

なお、組合構成市の行政事務に従事した者につきましては、管理者が特別な事情があると認めるときは、経験年数の2年を1年と読み替えることができるものといたします。

消防署長の資格につきましては、消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令長以上の階級に1年以上あったものといたします。

施行期日は平成28年4月1日からとし、経過措置として、八潮市職員であった者の消防署長の資格については、平成28年度中に限り、消防司令以上の階級に1年以上あったものとするものといたします。

次に、第19号議案 草加八潮消防組合職員定数条例の制定について申し上げます。

この条例は、消防組織法第11条第2項の規定により、消防職員の定数について定めるものでございます。

条例定数は331人といたします。331人の根拠といたしましては、広域化直前の両市消防本部の条例定数の和とするものでございます。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第20号議案 草加八潮消防組合職員のサービスの宣誓に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、新たに職員となった者は、任命権者または任命権者の定める職員の面前において、条例で定める様式による宣誓書に署名をしてからでなければその職務を行ってはならないとするものでございます。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第21号議案 草加八潮消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、あらかじめ任命権者等の承認を得た場合、職務に専念する義務を免除することができるものとするものでございます。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第22号議案 草加八潮消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、職員の勤務時間は、4週間を超えない期間につき、1週間当たり38時間45

分とすること、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が職務を離れることなく育児を行うことができるよう、常勤勤務のまま育児のための短時間勤務を認める育児短時間勤務制度を規定すること、交代制勤務職員については、勤務形態が不規則であり、日常生活や生理機能への影響が生じやすいという事情を考慮し、休息時間を置くことを定めるものとさせていただきます。

また、職員の休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇とし、病気休暇については、公務上の病気等を除き、連続して90日を超えることができないものといたします。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置として、施行日前から引き続き在職する職員の病気休暇及び介護休暇の期間、特別休暇で期間の定めのあるものの期間については、施行日前から通算するものといたします。また、年次有給休暇については、施行日前の残日数を引き継ぐものといたします。

次に、第23号議案 草加八潮消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、育児休業として、職員は子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を受け、子の養育に専念するため休業することができることを規定します。また、育児休業期間の延長として、育児休業法では条例で定める特別の事情による場合を除き、1回に限

ると規定されておりますが、本条例で言う特別の事情として、配偶者の負傷、また疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなどを条件として規定しております。

さらに、部分休業について定めるとともに、育児短時間勤務の形態について定めるものとさせていただきます。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置として、引き続き組合の職員となった者で、施行期日前に市の条例により処分を受けた場合、組合条例の適用を受けた者とみなし、その期間は通算するものといたします。

次に、第24号議案 草加八潮消防組合職員の自己啓発休業等に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、任命権者が公務の運用に支障がなく、かつ当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修または国際貢献活動のため休業をすることを承認することができるものといたします。

なお、休業期間は、大学等の履修にあっては2年間、国際貢献活動にあっては3年間といたします。

施行期日は平成28年4月1日とし、経過措置として、この条例の施行日の前日までに八潮市条例の規定により承認を受けた休業については、その期間は通算するものといたします。

なお、本条例に相当する条例は八潮市のみ

にあることから、経過措置では八潮市職員のみを対象としているものでございます。

次に、第25号議案 草加八潮消防組合職員の給与に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、給料表は、国家公務員公安職俸給表に準じた給料表を使用し、職務の級は1級から8級までといたしまして、職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、給料表に定める職務の級に分類し、標準的な職務の内容は等級別基準職務表として条例に定めるものでございます。

手当につきましては、扶養手当は、配偶者は1万3,000円、配偶者以外は1人6,500円、特定加算といたしまして15歳以上22歳までの子1人当たり5,000円を加算とします。

地域手当は6%、住居手当は借家の場合2万7,000円を上限とし、借家以外の場合は4,000円といたします。

通勤手当は、支給限度額を1カ月当たり5万5,000円とし、交通機関の運賃相当額または自動車等の用具利用には距離に応じて額を支給いたします。

また、特殊勤務手当は別に定める条例で規定すること、時間外勤務手当、休日勤務手当は100分の125から100分の150までの範囲内の割合を乗じたものとし、夜間勤務手当は1時間当たりの支給額に100分の25を乗じること、期末手当は6月の支給率は100分の122.5、12月の支給率は100分の137.5とする

こと、勤勉手当は6月、12月ともに支給率を100分の80とすること、管理職手当は管理または監督の地位にある職員に対し規則で定める額を支給すること、管理職員特別勤務手当は管理職員が臨時または緊急の必要で出勤した場合、1回の勤務につき1万2,000円を超えない額とするものでございます。

そのほか、公務上以外で職員が負傷した場合、または疾病に係る療養のため、当該療養のための病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇または当該措置に係る日につき給料の半額を減ずるものとし、職員が公務上の負傷もしくは疾病にかけり休職にされたときは、その休職の期間中、給与を全額支給するものといたします。

また、職員が結核性の疾患にかけり休職にされたときは、その休職の期間が満2年間に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができるものとし、職員が公務による負傷または疾病もしくは結核性疾患にかかった場合以外の場合で休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができることなどを規定するものでございます。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置として、施行日前から引き続き

組合に採用されている職員の施行日における給料表、職務の級及び号給については、本条例の規定により規定すること、市において現給保障されている職員については、施行日において新給料で適用される給料月額が施行日前の給料額に達しないときは、現給保障を引き続き行うことを規定するものでございます。

次に、第26号議案 草加八潮消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務その他の特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とするが、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員に支給する手当となります。

具体的には、夜間災害出動手当は1回750円、死体処理手当は1件1,000円、緊急消防援助隊出動手当は日額5,000円、夜間特殊勤務手当は勤務時間数に応じて160円から300円の範囲とするものでございます。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置として、施行日の前日までに草加市の職員であった者で、草加市条例の規定により支給すべき理由を生じた特殊勤務手当は、草加市条例の例によるものといたします。

なお、経過措置として草加市条例に対する措置のみを規定していますが、特殊勤務手当の規定があるのは草加市のみであることが理由でございます。

次に、第27号議案 草加八潮消防組合職員等の旅費に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、特別職、非常勤嘱託員、一般職職員に区分し、それぞれ日当の額、宿泊費、食卓料を規定するものでございます。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置として、この条例の施行の日の前日までに市条例の規定により支給すべき理由を生じた旅費については、市条例の例によるものといたします。

次に、第28号議案 草加八潮消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、任命権者は、心身の故障のため職務の遂行に支障があるものとして職員を降任し、もしくは免職する場合、また心身の故障のため職員を休職する場合においては、医師2人以上を指定し、あらかじめ診断を行わせるものとする、休職の期間は3年を超えない範囲として、休職に要する程度に依拠することなどを定めるものでございます。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置として、引き続き組合の職員となった者で施行期日前に市の条例により処分を受けた場合、組合条例の適用を受けたものとみなし、その期間は通算するものといたします。

次に、第29号議案 草加八潮消防組合職員

の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、戒告、減給、停職または懲戒処分として免職の処分の手續を定めること、減給は1日以上6カ月以下の期間、給料月額10分の1以下を減ずるものとする、停職は1日以上6カ月以内とし、停職の期間中いかなる給与も支給しないものとするなどを定めるものでございます。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置といたしまして、施行期日の前日までに草加市または八潮市に勤務した職員で引き続きこの条例の適用を受けることとなった職員のうち、市の条例の規定により処分を受けたものは、それぞれこの条例に規定する処分を受けたものとみなし、その期間は通算するものといたします。

次に、第30号議案 草加八潮消防組合職員の定年等に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、職員の定年は60歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日をもって退職するものと規定するものでございます。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第31号議案 草加八潮消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定について申し上げます。

主な内容は、賞じゅつ金を支給しようとするときには審査会の審査に付するものとし、

殉職者賞じゅつ金は、功労の程度に応じ490万円以上2,520万円以下とすること、特に危険な現場で死亡し、抜群の功労があった場合、殉職者特別賞じゅつ金は3,000万円といたします。

また、障害者賞じゅつ金は、障害等級及び功労の程度に応じ、190万円以上2,060万円以下といたします。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第32号議案 草加八潮消防組合職員の再任用に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前といたします。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置として、任期の末日の特例として、階級が消防司令以下の職員で平成28年4月1日から平成31年3月31日までの期間における再任用の任期の末日は、年齢64年に達する日以後における最初の3月31日以前といたします。この措置につきましては、雇用と年金の接続の関係によるものでございます。

また、施行期日の前日までに草加市または八潮市に勤務していた職員であった者で、引き続き組合に採用されたものについては、同日前に市条例の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすものでござ

います。

次に、第33号議案 草加八潮消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、職員の任用、人事評価、退職管理、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修、福祉及び利益の保護など、人事行政の運用の状況並びに公平委員会の業務の状況を公表するものでございます。

公表は、毎年3月末に行うものとし、消防局及び消防署において閲覧可能にするるとともに、インターネットを利用していきます。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第34号議案 草加八潮消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について申し上げます。

この条例は、地方自治法第96条第1項第5号及び同項第8号の規定に基づき、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分の内容について定めるものでございます。

主な内容として、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負とします。

また、財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買入れもしくは売り払い、または不動産の信託の受益権の買入れもしくは売り払いといたします。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第35号議案 草加八潮消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について申し上げます。

この条例は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約について必要な事項を定めるものでございます。

主な内容は、物品を借り入れる契約等で、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもののうち、電子計算機等の事務機器の賃貸借契約、自動車、医療機器などの賃貸借契約及びこれに付随する保守等の役務の提供を受ける契約を長期継続契約ができる契約といたしまして、これらの契約期間を5年以内といたします。

また、役務の提供を受ける契約で、4月1日から契約を開始する必要があるもので、庁舎その他の施設の清掃、警備に関する業務の委託契約、情報処理に関する業務の委託契約を長期継続契約ができる契約とし、これらの契約期間を3年以内といたします。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第36号議案 草加八潮消防組合財政状況の公表に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、財政状況の公表は毎年7月及び12月に行うこと、公表の内容は歳入歳出予算の執行状況、財産、公債及び一時借入金の現在高その他財政に関する事項とすること、

公表の方法は組合の掲示場に掲示するものとし、閲覧も可能とすることなどを定めるものでございます。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第37号議案 草加八潮消防組合行政財産使用料条例の制定について申し上げます。

主な内容は、土地、建物、工作物につき、使用区分と使用料について定めるものがございます。

なお、使用料のうち「駐車場として使用させる場合」とございますが、これは現在、八潮市消防本部の敷地内を職員駐車場としており、月額4,000円として使用料を設定しておりますことから、継承するものがございます。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第38号議案 草加八潮消防組合消防関係手数料条例の制定について申し上げます。

主な内容は、消防法の規定により、危険物の貯蔵、製造所の設置等の申請者から手数料を徴収すること、火薬類取締法の規定により、主に花火大会などにおいて多数の花火を消費する場合などに申請者から手数料を徴収すること、火災予防条例の規定により、少量危険物タンクの水張検査の申請者から手数料を徴収することなどを定めるものがございます。

また、防火管理者資格証明書、り災証明書、救急搬送証明書の交付申請者から手数料を徴収することを定めます。ただし、この申請に関しましては、生活保護法の規定で生活扶助を受けている者からの申請、公用申請、その

他管理者が特別な理由があると認めた場合、手数料を免除するものいたします。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置として、施行期日の前日までに市条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすものがございます。

次に、第39号議案 草加八潮消防組合火災予防条例の制定について申し上げます。

主な内容は、炉、ボイラー等、火災の発生のおそれがある火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準を規定すること、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を規定すること、政令で定める数量未滿の危険物の貯蔵及び取り扱いの技術上の基準を規定すること、火災警報が発せられた場合、一定の火の使用を制限することを規定すること、核燃料物質、放射性同位元素その他消火活動に重大な支障を及ぼす物質を業務として貯蔵し、または取り扱おうとする場合、あらかじめ消防長に届け出ることを規定すること、液化石油ガス設備工事の届出については、事前に計画書の届け出をさせることによって基準適合義務違反を未然に防ぐこと、液化石油ガス供給設備の廃止に当たっては、供給設備を廃止した者から届け出を出させることなどを規定するものいたします。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置として、施行期日の前日までに市条例の規定によりなされた処分、手続その

他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなします。また、施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、市条例の例によることといたします。

次に、第40号議案 草加八潮消防組合消防団の設置等に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、組合に草加市消防団及び八潮市消防団を設置しまして、消防団の位置及び管轄区域は、草加市消防団は草加市神明二丁目2番2号に置き、草加市全域を管轄すること、八潮市消防団は八潮市大字鶴ヶ曽根1185番地に置き、八潮市全域を管轄することといたします。

施行期日は平成28年4月1日といたします。

次に、第41号議案 草加八潮消防組合草加市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、草加市消防団に消防団活動全般を行う基本団員を置き、特定の任務に従事する機能別団員を置くことができるものとし、団員の定数は230人といたします。また、団員の任用、分限、懲戒、報酬等について定めるとともに、草加市消防団の事務は、管理者及び副管理者のうち草加市長の職にあるものが総括することを規定いたします。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置として、施行期日前の市条例による処分、手続等は、この条例の相当規定で

なされたものとみなすものでございます。

次に、第42号議案 草加八潮消防組合八潮市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、八潮市消防団の定数は237名とし、団員の任用、分限、懲戒、報酬等について定めます。また、八潮市消防団の事務は、管理者及び副管理者のうち八潮市長の職にあるものが総括するものと規定します。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置としまして、施行期日前の市条例による処分、手続等は、この条例の相当規定でなされたものとみなすものでございます。

次に、第43号議案 草加市消防団員及び八潮市消防団員の退職報償金の支給に関する条例の制定について申し上げます。

主な内容は、退職報償金は5年以上勤務して退職した者に支給すること、勤務年数の計算は、非常勤消防団員だった期間を合算すること等を規定いたします。したがって、市から組合に消防団員の身分は変わりますが、退職報償金の支給に不利益が生じることはございません。

施行期日は平成28年4月1日といたしまして、経過措置として、施行日の前日までに退職した消防団員については、市条例の規定を適用することといたします。

次に、第44号議案 指定金融機関の指定について申し上げます。

この議案は、地方自治法第235条第2項及

び同法施行令第168条第2項の規定により、草加八潮消防組合の公金を取り扱う金融機関の指定をするものでございます。

指定先につきましては、株式会社武蔵野銀行とするものでございます。

次に、第45号議案 埼玉県市町村総合事務組合への加入について申し上げます。

この議案は、常勤の職員に対する退職手当に関する事務を共同処理するため、平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に加入することについて協議したいので、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、第46号議案 草加八潮消防組合と草加市との間における情報公開・個人情報保護審議会及び情報公開・個人情報保護審査会並びに行政不服審査会に関する事務の委託について申し上げます。

主な内容は、平成28年4月1日から、情報公開・個人情報保護審議会、審査会並びに行政不服審査会を草加市に事務委託したいため、議会の議決をお願いするものでございまして、委託事務の管理、執行に要する費用は組合が負担するものとなります。

次に、第47号議案 平成27年度草加八潮消防組合一般会計予算について詳細説明をいたします。

予算総額につきましては20万4,000円でございます。歳入は構成市からの負担金でございます。負担金の内訳でございますが、草加市から14万3,000円、八潮市から6万1,000

円でございます。また、歳出につきましては、議会費として議員報酬15万8,000円、総務費として管理者等の報酬4万4,000円及び予備費の2,000円を計上したものでございます。

次に、第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算について詳細説明を申し上げます。

予算総額につきましては34億6,700万円でございます。

初めに、予算編成の方法でございますが、2月に組合議会を開催することを予定しておりましたので、例年より1カ月前倒しで予算編成をしなければなりません。このため、両市の予算編成方針が出る前に編成をスタートいたしましたので、経常経費につきましては両市の前年度消防費の経常経費の額を上回らない範囲と定め、予算要求を実施いたしました。

また、この予算案につきましては、両市消防長による内部査定、両市財政担当による査定を経て予算を編成し、最終的には両市副市長、草加市の総合政策部長、総務部長、八潮市のまちづくり企画部長、税財政部長と消防組合の委員で構成する草加八潮消防組合運営委員会で審議していただきまして当初予算とさせていただきます。

次に、平成27年度構成市の消防費の合計額は31億7,683万7,000円でございます。消防費の対前年度比較といたしまして、予算総額で2億9,016万3,000円の増加、比率で9.1%

の増加となるものでございます。内訳といたしまして、構成市から組合費へ移る予算として人件費、事務費で2億4,663万1,000円がございまして、一方、消防費から公債費に移る事務費など4,418万7,000円がございまして、相殺いたしますと2億244万4,000円が構成市から移ってくる予算でございまして、予算総額の増加の多くは移行されてくる予算が占めております。

歳入の主なものでございますが、款1分担金及び負担金は、構成市からの負担金が32億5,918万9,000円でございます。負担金の内訳は、草加市からの共通経費として21億9,481万1,000円、単独経費として8,908万8,000円の合計22億8,389万9,000円でございます。八潮市からの共通経費として9億432万9,000円、単独経費として7,096万1,000円の合計9億7,529万円でございます。

構成市からの負担金につきましては、組合規約にございまして、構成市が共通で負担する共通経費と、構成市ごと全額を負担する単独経費がございまして、また、共通経費につきましては人口の割合としておりますが、広域化前と広域化直後、構成市の負担金が急激に変わることのないよう平成29年度までは経過措置を設けてございまして、平成28年度の負担割合は、草加市が70.82%、八潮市は29.18%となっております。

次に、款2使用料及び手数料では、危険物関係許可等手数料といたしまして380万円、

款3国庫支出金では、救助工作車の更新に伴います国庫補助金として5,177万円でございます。

続きまして、款4財産収入では、自動販売機設置場所賃借料といたしまして377万1,000円、款7諸収入では、東京外環自動車道国道救急業務支弁金といたしまして247万7,000円でございます。

次に、款8組合債では、消防車両の整備や消防団の設置、整備、消防団施設の設置など、今年度以降も継続使用可能なものにつきましては組合債を活用して事業を進めるため、消防債として合計で1億4,350万円を見込んだところでございます。

次に、歳出57事業のうち主なものについて御説明を申し上げます。

初めに、款1議会費では、議会運営事業として、議員報酬や会議録作成委託料など議会運営に関する経費104万8,000円を計上しております。

次に、款2総務費では、職員管理事業とし、採用試験の経費や人事給料財務会計システムの保守委託料などがございまして、消防事務システム保守委託料420万2,000円を計上しております。

続きまして、財政管理事業でございまして、財政に関する事務費でございまして、平成29年度までに統一的な基準による財務諸表等を作成する予定となっていることから、公会計に対応したシステム構築の委託料581万6,000

円を計上しております。

次に、款3消防費では、人件費として、事業費27億8,093万1,000円、予算の占める割合は80.21%でございます。平成28年度の人件費につきましては、構成市の人事担当課が所管していた経費で、総務費から組合費へ移行する費用や、組合として新たな給与体系、諸手当に移行することに伴い算出した費用でございます。草加市消防職員のうち係長職員の手当を管理職手当から時間外勤務手当等に改める費用の増加も計上しております。

続きまして、車両更新整備事業では、消防組合全車両の更新を行う事業でございます。平成28年度は草加消防署西分署の救急自動車と八潮消防署にある救助工作車の更新がございまして、高規格救急自動車購入費3,141万円、救助工作車購入費1億5,000万円を計上しております。

次に、AED普及促進事業では、管轄区域内のAEDの適正配置や普及促進を行う事業でございます。公共施設やコンビニエンスストアに設置しているAED借上料として553万6,000円を計上しております。

続きまして、指令システム更新事業でございますが、同名称の事業が構成市それぞれありまして、アナログ無線設備や旧指令システム撤去費用でございます。草加市単独で237万4,000円、八潮市単独で1,367万3,000円を計上しております。

次に、草加消防署水利整備事業では、草加

市内の水利に関する事業でございます。平成28年度は防火水槽の解体工事費1,771万円、消火栓の新設負担金702万円などを計上しております。

また、八潮消防署水利整備事業では、消火栓の新設負担金932万7,000円などを計上しております。

続きまして、八潮市消防団車両維持管理事業では、消防団車両の維持管理や更新を行う事業でございます。平成28年度は第3分団第6部の小型自動ポンプ車の更新として1,490万4,000円を計上しております。

次に、草加市消防団施設整備事業では、消防団施設の建設や修繕などを行う事業でございます。平成28年度は第2分団第2部の機械器具置き場の移転に伴う設計委託料274万6,000円、建設工事費3,004万7,000円を計上しております。

続きまして、款4公債費では、一時借入金利子として組合予算の歳入状況に対して執行予定が上回る場合、予算で定めた限度額以内の必要な金額を金融機関から一時的に借り入れ、円滑な執行を行うための費用64万円を計上しております。

次に、款5予備費といたしまして、予期しない予算外の支出に対応するため、500万円を計上しております。

次に、第49号議案及び第51号議案から第53号議案につきましては、管理者の説明のとおりでございますので、詳細説明を省略させて

いただきます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

飯塚議長 以上で、提案理由の説明を終了いたします。

休憩の宣告

飯塚議長 暫時休憩いたします。

午後 零時 35分 休憩

午後 1時 35分 開議

開議の宣告

飯塚議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

管理者提出議案に対する質疑

飯塚議長 次に、管理者提出議案に対する質疑を行います。

発言通告により順次発言を許します。

3番、平野議員。

3番 平野議員 それでは、発言通告に従いまして議案質疑を行ってまいります。

第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算について質疑いたします。

今回、質疑時間が30分と短いので、質疑の趣旨説明を大幅に省略させていただきますが、御答弁のほどよろしくお願い申し上げます。

まず、新規に増加する経費の内訳とその理由についてお伺いします。

経費の区分については、経常、新規、臨時の3種類に分けたとの御説明でした。歳出においては、従来の消防費が27億5,032万6,000円、新規に増加する経費が1億2,732万4,000円、臨時的経費が3億4,271万9,000円であるという御説明でした。この新規に増加する経費1億2,732万4,000円の内訳と理由をお示してください。

飯塚議長 荻沢副参事。

荻沢副参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、経費の区分と負担についての御質疑に御答弁申し上げます。

新規に増加する経費の内訳とその理由でございますが、1点目といたしまして、議会費、財務会計、人事給与、例規の各システムの保守委託料及び予備費など、主に組合設立に伴い必要となります予算額合計1,659万7,000円の組合で新たに必要な事業費、2点目といたしまして、構成市との人事交流を行うための人件費でございます。構成市の歳入となります予算額合計5,187万円の派遣職員給与等負担金、3点目といたしまして、消防業務における人件費やデジタル無線・消防指令システムの保守点検委託料など事業費が増加いたしました分でございます。新規に増加する

事業費の合計は5,885万7,000円となるものでございます。

以上でございます。

飯塚議長 3番、平野議員。

3番 平野議員 御答弁がありましたとおり、新規の事業の内訳で一番多いのがデジタル無線や消防指令システムの保守点検委託料等の5,885万7,000円です。これまでの消防指令システムや消防無線機器保守点検委託料と、広域化後の消防指令システム、デジタル無線機器保守点検委託料及びその負担額をそれぞれお示しいただきたいと思います。

飯塚議長 荻沢副参事。

荻沢副参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、経費の区分と負担についての再質疑に御答弁申し上げます。

これまでの消防指令システムや消防無線機器保守点検委託料と広域化後の消防指令システム、デジタル無線機器保守点検委託料及びその負担額でございますが、平成27年度の消防指令システム保守点検委託料は、草加市が908万2,000円、八潮市が966万5,000円の合計1,874万7,000円でございます。

また、平成27年9月まではデジタル無線ではなくアナログ無線を使用しておりましたので、単純比較の対象とはなりません。平成27年度の無線機器保守点検委託料は、草加市が118万8,000円、八潮市が76万9,000円の合計195万7,000円でございます。

指令システム、無線機器両方合わせますと、

草加市が1,027万円、八潮市が1,043万4,000円で、両市の合計は2,070万4,000円となっております。

これに対しまして、平成28年度は、消防指令システム保守点検委託料が2,780万2,000円、デジタル無線機器保守点検委託料が2,214万円、合計で4,994万2,000円ございまして、これを平成28年度の負担割合、草加市70.82%、八潮市29.18%で案分いたしますと、草加市の負担額は3,536万8,924円、八潮市の負担額は1,457万3,076円になるものでございます。

平成27年度と平成28年度の予算を比較いたしますと、両保守点検委託料は2,923万8,000円の増額になります。デジタル無線に移行したことにより保守点検費用がかなり高額になったため、他の消防本部でも大きな負担になっていると伺っております。

なお、デジタル無線の保守点検費用につきましては、全国消防長会から総務省消防庁に、地方交付税措置ができるように調査の要望が出されております。

以上でございます。

飯塚議長 3番、平野議員。

3番 平野議員 御答弁いただきました。これまで2,070万4,000円であったものが4,994万2,000円、約5,000万円ですね、2.4倍にふえるということでございます。

デジタル化によって経費がふえるということなんですけれども、御答弁にありましたと

おり、八潮市の負担は1,043万4,000円から1,457万円と1.4倍にとどまっているのに対し、草加の負担は1,027万円から3,536万円と3.4倍になります。この費用負担の格差はこれからも続くのでしょうか。広域化による整備費用の国庫補助もつきませんでした。これからのこの委託料の国庫補助がつく見通しが果たしてあるのか、伺っておきたいと思います。

飯塚議長 荻沢副参事。

荻沢副参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、経費の区分と負担についての再々質疑に御答弁申し上げます。

消防指令システム保守点検委託料及びデジタル無線機器保守点検委託料の構成市の負担額は継続するかとの御質疑でございますが、草加八潮消防組合規約において、共通経費の負担割合は人口割とされておりますので、今後につきましてもその割合で御負担いただくものでございます。

以上でございます。

飯塚議長 3番、平野議員。

3番 平野議員 それでは、次に歳出額の前年度比較についてお伺いします。

先ほど御説明がございましたけれども、結局両市の消防費における対前年度比較においては、2億9,016万3,000円の増加、率にして9.1%の増加ということであります。この主な理由をお示しいただきたいと思います。

飯塚議長 荻沢副参事。

荻沢副参事 第48号議案 平成28年度草加

八潮消防組合一般会計予算、歳出額の前年度比較についての御質疑に御答弁申し上げます。

前年度との比較で増加した消防費の主な理由でございますが、初めに、主に組合設立に伴いまして増加いたしました組合で新たに必要となる経費がございます。次に、草加市ではこれまで総務費で計上しておりました消防職員の退職手当に关します埼玉県市町村総合事務組合負担金、児童手当、共済費などの構成市から移る人件費が主なものとなっております。

以上でございます。

飯塚議長 3番、平野議員。

3番 平野議員 次に、人件費についてお伺いします。

職員給与と手当について伺います。

草加市では、主査以上の職員に管理職手当をつけて、残業代を支払わないという状態が今も続いており、今回の組合設立に伴い、組合職員については一般職が主査級まで広がったことにより、残業代がつくことになりました。この影響額と影響人数、内容を、管理職手当との比較を含め、お示しいただきたいと思います。

飯塚議長 荻沢副参事。

荻沢副参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、人件費についての御質疑に御答弁申し上げます。

一般職が主査級まで広がったことによる影響額と影響人数でございますが、この影響を

受けますのが、これまで草加市の規則で管理職手当の支給対象とされておりました係長、主査の職員でございます。

この手当の変更の対象となる主査級の職員ですが、平成28年度の予算積算時において、係長21名、主査14名の計35名でございます。

対象職員に支給する年間の時間外手当額等を積算いたしました結果、時間外勤務手当が1,479万9,680円、休日勤務手当が790万7,648円、夜間勤務手当が200万4,912円となり、35名分の合計額が2,471万2,240円となっております。これに対しまして、35名の主査級の職員に対する管理職手当の額を試算いたしますと、草加市の規則で係長が月額4万3,000円、主査が月額4万円でございますので、この手当額に対象人数を乗じて、さらに月数12を乗じた額が年間総支給額1,755万6,000円となります。係長級職員の手当を管理職手当から時間外勤務手当等に改めたことによる影響額は2,471万2,240円と1,755万6,000円の差額715万6,240円が増額となるものでございます。

以上でございます。

飯塚議長 3番、平野議員。

3番 平野議員 次に、第2表地方債についてお伺いします。

平成28年度草加八潮消防組合として初めて組合債が起債されます。起債の内容と理由、事業に対する充当率、融資を受ける相手方と元利償還金の交付税算入はどうなるのかお伺いします。

飯塚議長 田中参事。

田中参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、地方債についての御質疑に御答弁申し上げます。

平成28年度に予定しております組合債につきましては、平成14年度に整備いたしました八潮市消防団第3分団第6部の小型動力ポンプ車1台、平成12年度に整備いたしました八潮消防署の救助工作車1台、平成16年度に整備しました草加消防署西分署の高規格救急自動車1台の更新及び草加市消防団第2分団第2部の機械器具置き場の建設がでございます。

理由につきましては、各車両は広域消防運営計画に記載されております車両更新年に基づく更新でございます。

草加市消防団第2分団第2部の機械器具置き場につきましては、以前は市役所北側に設置されておりましたが、その後、公用車管理棟を消防車の車庫とし、安全安心ステーションに消防団員の詰所を設置しております。しかしながら、場所が狭隘であるため、移転を予定しているものでございます。

それぞれの組合債の充当率等につきましては、八潮市消防団の小型動力ポンプ車が2種類の組合債を予定しております、充当率50%、交付税算入率70%の組合債と、充当率90%の組合債の2種類でございます。また、救助工作車及び高規格救急自動車は充当率90%の組合債、草加市消防団機械器具置き場は充当率75%の組合債を予定しているもので

ございます。

組合債の引受先につきましては、財務省、地方公共団体金融機構、民間金融機関などがございますが、予算の段階では借入先は決定しておらず、新年度になって県との協議を通して決定していくこととなりますが、組合債の種類ごとに引受先が指定されているものもありますので、その中から調達を行っていく予定でございます。

なお、地方交付税措置につきましては、組合を構成する市への地方交付税の基準財政需要額に算入されると伺っております。

以上でございます。

飯塚議長 3番、平野議員。

3番 平野議員 御答弁いただいたんですけども、答弁漏れがございます。それは何かというと、交付税に算入される起債はどうなっているのかというのを伺っておりますので、起債充当率は伺っておりますけれども、交付税算入率、70%が1件というものはあるということは伺いましたが、それ以外については交付税算入がどうなるのか、御答弁いただきたいと思っております。

あわせまして、再質疑をしていきたいと思っております。

先ほど御答弁いただいた交付税算入70%のものが、消防ポンプ車における2種類の起債のうち1種類が交付税措置されるということですよ。八潮市の単独負担事業でございますから、当然のことながら八潮市に交付税措

置される。交付税というのは組合にはされません、自治体に交付税措置されるものと思われます。これを一応確認しておきたいと思っておりますので、御答弁をお願いします。

また、そもそも組合債において共通経費に算入される起債があった場合、交付税はそれぞれの自治体に措置されることになるかと思っております。どのような扱いになるのか、初回でございますので御答弁いただきたいと思っております。

飯塚議長 田中参事。

田中参事 まず、初めですけれども、団車両以外は交付税算入はございません。御了解いただきたいと思っております。

続きまして、第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、地方債についての再質疑に順次御答弁申し上げます。

初めに、消防組合で平成28年度に予定しております組合債のうち、交付税算入措置のあるものは八潮市消防団の小型動力ポンプ車の更新のみでございます。議員御指摘のとおり、八潮市の基準財政需要額に算入されるものでございます。

次に、共通経費に係る交付税算入措置のあるものをどのように扱うかにつきましては、構成市が負担割合に応じて基準財政需要額に積算することにより、それぞれの構成市に算入されるものでございます。

以上でございます。

飯塚議長 3番、平野議員。

3番 平野議員 それでは、AEDの普及促進事業について伺います。

AED、自動体外式除細動器の借上料553万6,000円について伺います。

新規と継続についてどのような内訳となるのか、設置基準はどうなっているのか伺います。

また、除細動器の設置先としてコンビニが挙げられていますけれども、コンビニによっては顧客サービスとしてみずからの費用負担でAEDを設置しているところもあり、そうした店舗との間に不公平が発生するのではないかというふうに思慮いたします。どのようにコンビニを選定するのか伺いたいと思います。

飯塚議長 田中参事。

田中参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、AED普及促進事業についての御質疑に順次御答弁申し上げます。

初めに、AED借上料553万6,000円についての新規と継続の内訳でございますが、平成28年度に借り上げる予定になっているAEDにつきましては、既に両市で借り上げております。草加市112台、八潮市31台の合計143台で、平成27年度と台数に変わりはなく、全て継続のものでございます。

次に、AED設置基準でございますが、これまで草加市が半径200mの範囲に1台を、八潮市が半径500mで24時間使用できること

を前提として設置してまいりました。今後につきましては、一般的にはAEDの使用が1分おくれることにより蘇生率が7から10%低下すると言われていたことを踏まえまして、地域の人口密度、大規模集客施設の有無、商業施設密集地域であるかなどの地域の実情の調査・研究を進め、これらのことを反映して設置してまいりたいと考えております。

以上でございます。

飯塚議長 3番、平野議員。

3番 平野議員 御答弁いただきました。新規は1つもなく、予算計上されているのは平成27年度までに契約したリース料の合計額ということでございます。

この契約期間と契約年額、単価と、この契約が草加市のものか八潮市のものかお示しいただきたいと思います。そのうち、コンビニ設置はどれかもあわせてお示してください。

飯塚議長 田中参事。

田中参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、AED普及促進事業についての再質疑に御答弁申し上げます。

AEDの契約ごとの契約期間、契約年限、単価及びコンビニエンスストアに設置している台数につきましては、草加市内のAEDが5契約、八潮市内の契約が2契約でございます。それぞれの内訳につきましては、草加市内の1契約目として、契約期間が平成24年3月1日から平成29年2月28日までの台数は9台、契約年額が39万1,910円、1台当たり

の年額が約4万3,546円、2契約目として、契約期間が平成24年7月1日から平成29年6月30日まで、台数が45台、契約年額が125万5,046円、1台当たりの年額が約2万7,890円、3契約目として、契約期間が平成25年2月1日から平成30年1月31日までの台数が5台で、5台全てがコンビニエンスストアへの設置のAEDでございます。契約年額が16万2,000円、1台当たり年額が約3万2,400円、4契約目として、契約期間が平成26年11月1日から平成31年10月31日まで、台数が42台、契約年額が126万8,408円、1台当たりの年額が約3万200円、5契約目として、契約期間が平成27年11月1日から平成32年10月31日まで、台数が11台、契約年額が42万7,944円、1台当たりの年額が約3万8,904円でございます。

次に、八潮市内の1契約目として、契約期間が平成25年7月1日から平成30年6月30日まで、台数が1台、契約年額が6万9,300円、2契約目として、契約期間が平成27年8月1日から平成32年7月31日まで、台数が30台で、30台全てがコンビニエンスストア設置のAEDでございます。契約年額が190万1,232円、1台当たりの年額が約6万3,374円でございます。

なお、1台当たりの年額が草加市内のAEDと比較して八潮市内のAEDが高額となっておりますが、これは八潮市内に設置しているAEDは、使用方法がAEDの画面に動画で表示される機種を選定しているためござ

います。

以上でございます。

飯塚議長 3番、平野議員。

3番 平野議員 第35号議案 草加八潮消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について質疑いたしたいと思っております。

長期継続契約については、一たび契約が締結されると、その予算、決算処理は年額割のみの計上となり、具体的な内容が議会に示されなくなります。草加市では、電子計算機器のリース料や電力の提供と庁舎の清掃などに限定されておりますけれども、この条例はかなり広く長期継続契約を認めるものです。

ここで示されている契約というのはどのようなものを想定しているのか、また庁舎その他の清掃などを……

飯塚議長 3番、平野議員の発言時間が終了いたしましたので、質疑を打ち切ります。

1番、篠原議員。

1番 篠原議員 発言通告書に従い、質疑をいたします。それぞれの御答弁をお願いいたします。

第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算について、車両更新整備事業のうち救助工作車購入費の内訳、また高度救助資機材は含まれているのかお伺いいたします。また、含まれているのであれば、その資機材はどのようなものか、あわせてお尋ねいたします。

飯塚議長 田中参事。

田中参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、車両更新整備事業のうち、救助工作車購入費について御答弁申し上げます。

購入費の内訳につきましては、車両費として1,450万円、車両の艀装費として1,550万円、消防無線、電話装置及び車両動態監視装置として110万円、その他車両に取りつけるクレーン等の部品等として2,400万円、救助資機材費として9,490万円となっております。また、救助資機材の中には高度救助用資機材として1,400万円分の資機材が含まれているのでございます。

高度救助資機材の一例を御紹介させていただきますと、まず画像探索機という瓦れきの中などの閉鎖空間に取り残されている人を捜索する際に使用するものでございます。先端CCDカメラを使用し、マイク及び照明装置を備えた探索機でございます。

次に、地中音響探知機、この資機材につきましては、瓦れきの中や土砂の中に埋もれた人が発する音声及び反応音による探知装置でございます。

熱画像直視装置、赤外線による人体が発する熱をカメラを通して見る装置で、煙の中など肉眼では見えない状況でも、逃げおくれた人を探ることができるものでございます。

夜間用暗視装置、夜間でもわずかな光を増幅して昼間と同じ状態で見る事ができる暗

視装置でございます。

最後に、地震警報器でございますが、東日本大震災などのような大きな地震による被災地における救助活動におきましては余震も懸念されますことから、人間が感じにくい初期微動を感知し、大きな揺れの前に警報音を出す装置でございます。

これらの車両高度救助資機材を整備するものとなります。

以上でございます。

飯塚議長 1番、篠原議員。

1番 篠原議員 御答弁ありがとうございました。

高度救助資機材を購入するとありましたが、昨年、越谷市消防本部が高度救助隊を発足されました。今後、高度救助隊を発足される予定と考えてよろしいのでしょうか、お尋ねいたします。

飯塚議長 安藤理事。

安藤理事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、車両更新整備事業のうち、救助工作車購入費についての再質疑につきまして御答弁申し上げます。

高度救助隊につきましては、大規模な災害や事故に対応するために高度な救出救助能力を有する消防救助部隊の一つであります。大規模災害や特殊な災害に対しまして迅速かつ効果的に対応できる高度な救助技術と高度救助資機材を備えた救助部隊で、平成18年に中核市と消防庁長官が指定する中核市と同等規

模、もしくは中核市を有しない県の代表都市を管轄する消防本部に整備するよう定められました。

草加八潮消防組合におきましても、管内人口等から中核市と同等となりますことから、救助隊のうち1隊を平成29年度を目途に高度救助隊とできるよう、隊員の教育、育成に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

飯塚議長 1番、篠原議員。

1番 篠原議員 御答弁ありがとうございました。

続いての質疑に移りたいと思います。

指令システム更新事業のうち、指令システム更新工事費についてお伺いいたします。

飯塚議長 田中副参事。

田中副参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、指令システム更新事業のうち、指令システム更新工事費についての御質疑に御答弁申し上げます。

指令システム更新工事費の内容でございますが、八潮市消防本部が平成21年度に導入した指令システムとアナログ無線機の撤去費用の692万5,000円でございます。

なお、アナログ無線の使用期限につきましては、平成28年5月末までとなります。

また、平成26年度に草加市と八潮市が共同で整備した指令システムとデジタル無線機につきましては、八潮市消防本部3階に整備し、平成27年10月7日より運用を開始してありま

す。これに伴い、それまで使用していた両市の指令システム等の撤去が必要となり、契約条件等が異なることなどから、費用負担をそれぞれの市が負担することとしております。

全国には現在もデジタル無線を整備中の消防本部があるため、大規模災害等が発生し、緊急消防援助隊が出動する事態となった場合、アナログ無線で交信する必要があることから、平成28年5月末まではアナログ無線を残す必要があります。これに伴い、実際の工事につきましては平成28年6月以降に行う予定となっております。

以上でございます。

飯塚議長 1番、篠原議員。

1番 篠原議員 御答弁ありがとうございました。

再質疑をいたします。

指令システムとアナログ無線機を撤去した後ですけれども、その部屋は今後どのように使用されるのかお尋ねいたします。

飯塚議長 田中副参事。

田中副参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、指令システム更新事業のうち、指令システム更新工事費についての再質疑について御答弁申し上げます。

平成27年10月から新たに運用を開始した指令センターのスペースでございますが、運用開始前は会議室として使用しておりました。指令システムとアナログ無線機を撤去した後のスペースにつきましては、部屋の床等も現

状のものと同様に復旧工事をしますので、以前と同様に救命講習会場や会議室として使用する予定でございます。

以上でございます。

飯塚議長 1番、篠原議員。

1番 篠原議員 御答弁ありがとうございました。

続いての質疑に移りたいと思います。

八潮市消防団施設整備事業のうち、消防団施設改修工事費の内訳をお伺いいたします。あわせて、工事施設の場所及び内容についてもお尋ねをいたします。

飯塚議長 富田副参事。

富田副参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算、八潮市消防団施設整備事業のうち、消防団施設改修工事費についての御質疑に順次御答弁申し上げます。

初めに、消防団施設改修工事費267万9,000円の内訳でございますが、仮設工事、既存施設の解体工事費が49万1,280円、新規屋根工事費58万3,170円、新規外壁工事費88万5,590円、塗装等の工事費29万5,880円、運搬等の諸経費22万4,080円、消費税19万8,400円の合わせて267万8,400円でございます。

次に、工事施設の場所及び内容についてでございますが、こちらの工事につきましては、八潮市八潮七丁目9番地15にございます消防団第3分団第1部の機械器具置き場となります。

この施設は、建築面積34.10㎡、軽量鉄骨

トタンぶきの平家建てで、昭和56年11月に建設されており、築35年経過しております。このため、建物の外壁や屋根には腐食があり、著しく老朽化していることから改修工事を予定しているものでございます。

改修工事の内容でございますが、外壁をこれまでの波板トタンからサイディングとし、筋交い等の耐震強化を図り、地域の防災拠点として整備するものでございます。

以上でございます。

飯塚議長 1番、篠原議員。

1番 篠原議員 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質疑いたします。

近年の災害状況を考えますと、地域防災力の充実・強化は、住民、自主防災組織、消防団、行政等の多様な主体が適切に役割分担しながら、相互に連携、協力して取り組むことが重要となります。特に消防団につきましては、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の施行以来、地域にお住まいの皆さんの期待は日に日に大きくなっていると感じております。そのため、消防団の装備や資機材、施設の充実、そして地域の防災リーダーとしての育成は必要不可欠であると考えております。

そこで、ただいま答弁にありました消防団施設でございますが、消防団施設の今後の計画についてお聞かせください。

飯塚議長 富田副参事。

富田副参事 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組一般会計予算、八潮市消防団施設整備事業のうち、消防団施設改修工事費についての再質疑に御答弁申し上げます。

八潮市の消防団施設につきましては19施設あり、そのうち昭和50年代に建設された施設が9施設ございます。いずれの施設も外壁や屋根等の老朽化が進んでおります。

議員御指摘のとおり、東日本大震災以来、地域の方々の消防団に対する期待は非常に大きくなってきております。この期待に応えるべく、地域の防災拠点として地域防災力の強化を図るため、老朽化の著しい消防団施設から改修を計画してまいります。

また、計画につきましては、現在、八潮市で検討されておりますアセットマネジメントの計画を十分考慮する中で、八潮市消防団全施設の維持管理を抜本的に見直し、計画的に施設整備してまいります。

以上でございます。

飯塚議長 5番、池谷議員。

5番 池谷議員 議長の指名がありましたので、2議案について質疑をいたします。

まず初めに、第19号議案 草加八潮消防組合職員定数条例の制定について伺います。

1点目、アについて、331人の定数に至った経緯について伺います。

イ、充足率について伺います。

飯塚議長 富田副参事。

富田副参事 第19号議案 草加八潮消防組

合職員定数条例の制定についての御質疑に御答弁申し上げます。

初めに、331人の定数に至った経緯についてでございますが、消防の広域化は住民の安心・安全をより充実させるために行われるもので、消防力の強化を目的として検討してまいりました。また、広域化することにより、メリットの1つでございます本部、管理部門等の統合による現場活動要員の増強が可能となることから、広域化と同時に条例定数をふやすことは現実的ではないという結果に至り、条例定数は広域化直前の両消防本部の和である331人となったものでございます。

次に、充足率についてでございますが、消防力の整備指針では、指針上の計算式をそのまま使用する基礎数値と、市町村の事情を勘案した数値の2つがございますが、現在の草加市及び八潮市における基礎数値で示される職員数を単純に合計しますと518人となります。平成27年4月1日現在における両市の職員数は327人でございますので、充足率にいたしますと63.1%となっているものでございます。

以上でございます。

飯塚議長 5番、池谷議員。

5番 池谷議員 ありがとうございます。今の御答弁でいきますと、327人でいくということなんですが、分署などができた場合において充足されることがあるのか、必要がまだ認められる区域があると思うんですが、

その辺について伺います。

飯塚議長 安藤理事。

安藤理事 第19号議案 草加八潮消防組合職員定数条例の制定についての再質疑につきまして御答弁申し上げます。

職員定数につきましては、行政サービスの水準を向上しつつ、これまでの実績や今後における消防需要の動向を勘案するとともに、それぞれの区域における消防力の充実・強化を果たす責務がございます。このため、広域化後の消防力の整備指針を勘案しながら、適正な人員確保に努めたいと考えております。

また、消防吏員が新規に採用されたときから一人前として災害現場で活躍できるまでには、研修や訓練の実施など人材の育成が必要でございます。多くの現場経験を積み重ねることが不可欠であります。現在、両市の消防職員の年齢構成は、30歳代、40歳代の職員が多いことから、将来懸念される大量退職に備えて、草加市と八潮市の地域全体の将来的な消防力のあり方並びに職員定数についての検討を進めていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

飯塚議長 5番、池谷議員。

5番 池谷議員 それでは、次の質疑をさせていただきます。

第25号議案 草加八潮消防組合職員の給与に関する条例の制定について伺います。

ア、この給料表となった経緯を伺います。

イ、この給料表で降格となる場合があるのか伺います。

よろしく申し上げます。

飯塚議長 荻沢副参事。

荻沢副参事 第25号議案 草加八潮消防組合職員の給与に関する条例の制定についての御質疑に順次御答弁申し上げます。

初めに、この給料表となった経緯でございますが、現在、両市の給料表は行政職給料表を適用しておりますが、その内容に相違がございました。このため、新たな消防組合の給料表を検討するに当たりましては、消防の組織は緊急時の部隊活動等に必要な上命下服を明示し、組織の統一を確保するため階級制度が存在いたしますので、これまでどおり行政職給料表を適用した場合、各階級に一定の割合の人数が必要となるという特徴を持つ消防組織において、階級制度を維持しつつ、給料の水準を適正に保つことが難しくなります。

検討の中では、両市の給料表はもとより、公安職給料表を試算した結果、両市の給料表の中間あたりの額を推移する公安職給料表が消防組合には最も適しているものであったことから、適用することとしたものでございます。

また、国からの通知によりますと、消防職員は公安職給料表を適用することとする通知が発出されているものでございます。

次に、この給料表で降格となる場合があるのかとの御質疑でございますが、広域消防運

営計画において、広域化後の消防長の階級は消防正監とし、階級と職名は密接な関係があることから、広域化後の階級と職名はそれぞれ整合性を図り、階級と職の乖離が生じないようにすると記載されており、広域化時の階級は、原則として広域化前のそれぞれの昇任制度で付与されたものを引き継ぐものとしています。

また、広域化時の給料は、広域化直前に支給されている各職員の給、号給及び給料月額を基礎として不利益が生じないように切り替え、切り替えに当たりましては、基礎となる額の同額または直近上位に位置づけることを原則に切り替えるものとし、調整が必要な場合は個別に対応することとしております。

また、経過措置として、施行日前から引き続き組合に採用される職員の施行日における給料表、職務の級及び号給については、本条例の規定により決定し、両市において現給保障されている職員につきましては、施行日において新給料表で適用される給料月額が施行日前の給料月額に達しないときには現給保障を引き続き行うことを規定しているものでございます。

以上のことから、公安職給料表になることで職員の降格が生じることはございません。

以上でございます。

飯塚議長 以上で、管理者提出議案に対する質疑を終了いたします。

委員会付託省略

飯塚議長 次に、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第1号議案から第49号議案及び第51号議案から第53号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

飯塚議長 御異議なしと認めます。

よって、第1号議案から第49号議案及び第51号議案から第53号議案につきましては、委員会付託を省略することに決しました。

休憩の宣告

飯塚議長 暫時休憩いたします。

午後 2時32分休憩

午後 2時40分開議

飯塚議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

討 論

飯塚議長 討論を行います。

発言通告により順次発言を許します。

3番、平野議員。

3番 平野議員 それでは、日本共産党草加市議会議員団を代表して討論を行います。

私たちは、第35号議案並びに第48号議案に反対し、その他の議案については賛成といたします。

まず、第35号議案についてでございます。

長期継続契約を締結することができる契約を定めるものです。

質疑でも述べましたが、長期継続契約については、一たび契約が締結されると、その予算、決算処理は年割額のみで計上となり、具体的な内容が議会に示されなくなります。草加市では、電子計算機器のリース契約や電力の提供と庁舎の清掃などに限定されていますが、この条例はかなり幅広く長期継続契約を認めるものです。

何年間か継続することにより安くなるような契約は、債務負担行為を伴う随意契約でも対応でき、そのほうが積算根拠を明朗化することができます。実際、AEDが医療機器として長期継続契約できるものとされておりますけれども、八潮市の30台年割額単価6万3,374円に対し、草加市は3万1,297円で契約されております。単価を合わせようとしても、

この契約期間が終了しなければ違約金を取られることになり、契約の変更は事実上不可能になっております。

長期継続契約の乱用は、単年度総計予算主義の原則からして問題であり、したがって反対とします。

次に、第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算について討論します。

そもそも私たちは、草加市と八潮市の消防広域化に反対してきました。これまで2014年草加市議会9月定例会の試算では、このように御答弁がありました。「総額から御答弁申し上げますと、単独時に国基準まで整備する場合に要する費用は、草加市では9億4,200万円、八潮市では7億6,100万円となりました。一方、広域化後の保有消防力を国基準まで整備する場合に必要な経費は約11億3,100万円となります。このうち草加市負担分は8億4,000万円、八潮市負担分は約2億9,100万円という試算となりました。したがって、草加市では広域化時のほうが約1億200万円減額となり、八潮市でも広域化時のほうが約4億7,000万円減額の試算となります。」という御答弁がありました。

しかし、なぜ財政負担割合が約70%の草加市のほうが財政メリットが少ないのでしょうか。それは、国基準に対する充足率に大幅な格差があるからです。草加市は、国基準に対し、はしご車、化学車、救助工作車、救急自動車、指揮車で100%を達成しております。

署所では74%、消防ポンプ車は72.7%、職員も69.4%まで引き上げてきました。一方、八潮市は、これは平成27年度のデータで恐縮ですけれども、署所整備率は33.3%、消防ポンプ車66.7%、化学車50%、職員は52.2%、それ以外は100%という達成率です。

これまで草加市議団では、少なくとも広域化する前にそれぞれの自治体で達成率を合わせるべきだと述べてまいりました。できない場合は、達成率がそろうまで単独市負担で整備すべきだと述べてまいりました。残念ながら、そうならないまま今日を迎えています。

今回の予算審議の中で、実際に消防指令システム、消防無線機器保守点検委託料については、八潮市の負担は1,043万4,000円から1,457万円と約1.4倍にとどまっているのに対し、草加市の負担は1,027万円から3,536万円と3.4倍になります。全国的にデジタル化によって負担がふえると言っておりますけれども、約2倍の負担増と言われております。草加市だけ3.4倍の負担増です。広域化による特別の補助金もつかず、交付税措置も交渉中とは、草加市にとって何のための広域化かわかりません。

AEDについても、八潮市においては平成7年度中にコンビニ30店舗に設置する長期継続契約を結びました。その単価は、先ほども述べましたが、草加市の平均単価3万1,297円の2倍を超える6万3,374円となっております。その7割を草加市が負担することになり

ます。コンビニに設置したのは24時間あいているからということですが、草加市内ではコンビニの独自事業でAEDを設置しているところも多く、統一基準で整備すれば矛盾を生じます。

これらのことから、AEDの普及促進事業については、それぞれの施策に基づき、それぞれの自治体の負担事業とすれば何ら問題がありませんが、残念ながらこの今回の予算については共通経費となっております。

以上のことから、我が市議団としては本議案に反対とさせていただきます。

以上です。

飯塚議長 1番、篠原議員。

1番 篠原議員 第48号議案 平成28年度草加八潮消防組一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

構成市の市民の安全・安心を確保するための消防行政に必要な経費を基本に予算を編成しており、救助工作車及び高規格救急自動車の更新や、公共施設、コンビニエンスストアに設置しているAED借上料、また消防団に関する車両の維持管理や施設整備など、必要な歳出予算を適正に計上したものであり、車両の更新やOA機器に関する予算を一つの事業に統合して事務の効率化を図るなど、工夫されていることがうかがえます。

また、歳入予算では、構成市からの負担金が多くを占めているものの、可能な範囲で適正に特定財源を見込むなど、財政負担の面か

らも努力がうかがえるものでございます。

消防組合の予算編成は初めてのことで、大変ご苦労があったかと思いますが、引き続き多くの課題に積極的に取り組み、今後は新たな政策づくりも同時に進めていただくよう提言いたしまして、賛成討論といたします。

飯塚議長 5番、池谷議員。

5番 池谷議員 第19号議案 草加八潮消防組合職員定数条例の制定について、反対の立場で討論します。

まず第1に、草加市、八潮市とも、市境付近の一部で現場到着までの時間を要する地域もあるため、初動体制の強化が広域消防議会の中でも検討されているということがあります。こうした認識のもとに、両市の職員定数の合計でよいのかという点、それから2つ目に、職員の高齢化や大量退職に備え、人材育成に積極的に取り組んでいく予定であり、時間と人を要するというのも御答弁がありました。

3つ目には、八潮市では唯一あった消防分署、大瀬出張所をなくすとした平成23年8月の消防委員会から八潮市長に提出された答申書に、将来的には駅南部に分署または出張所の建設について検討することが望ましいとされています。また、平成23年12月、八潮市議会建設水道委員会において、消防委員会の附帯意見について、時期を見て検討を始めることという附帯決議が、切実な市民の安心・安全への要望を背景に出されています。

4つ目に、何よりも、ただいま答弁がありましたように、消防力の整備指針に基づいて試算した国基準と比較した場合、職員の充足率が63.1%であり、充足率が不十分です。この状況で市民要望の強い分署など、また出張所を早期に設置していくことを視野に置いたとき、それぞれの市の現在の定数を合計した職員定数では、両市民の安心・安全を守る観点から不十分ではないか。

よって、この条例に反対をいたします。

飯塚議長 以上で、討論を終了いたします。

採 決

飯塚議長 直ちに採決を行います。

第1号議案から第3号議案の

承認

飯塚議長 第1号議案から第3号議案を一括して採決いたします。

第1号議案から第3号議案は、承認することに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

飯塚議長 起立全員であります。

よって、第1号議案から第3号議案は承認されました。

第4号議案から第17号議案

の可決

飯塚議長 次に、第4号議案から第17号議案を一括して採決いたします。

第4号議案から第17号議案は、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

飯塚議長 起立全員であります。

よって、第4号議案から第17号議案は原案のとおり可決されました。

第18号議案及び第20号議

案から第33号議案の可決

飯塚議長 次に、第18号議案及び第20号議案から第33号議案を一括して採決いたします。

第18号議案及び第20号議案から第33号議案は、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

飯塚議長 起立全員であります。

よって、第18号議案及び第20号議案から第33号議案は原案のとおり可決されました。

第19号議案の可決

飯塚議長 次に、第19号議案 草加八潮消防組合職員定数条例の制定については、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立多数〕

飯塚議長 起立多数であります。

よって、第19号議案は原案のとおり可決されました。

第34号議案及び第36号議

案から第38号議案の可決

飯塚議長 次に、第34号議案及び第36号議案から第38号議案を一括して採決いたします。

第34号議案及び第36号議案から第38号議案は、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

飯塚議長 起立全員であります。

よって、第34号議案及び第36号議案から第38号議案は原案のとおり可決されました。

第35号議案の可決

飯塚議長 次に、第35号議案 草加八潮消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定については、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立多数〕

飯塚議長 起立多数であります。

よって、第35号議案は原案のとおり可決されました。

第39号議案から第46号議

案の可決

飯塚議長 次に、第39号議案から第46号議案を一括して採決いたします。

第39号議案から第46号議案は、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

飯塚議長 起立全員であります。

よって、第39号議案から第46号議案は原案のとおり可決されました。

第47号議案の可決

飯塚議長 次に、第47号議案 平成27年度草加八潮消防組合一般会計予算は、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

飯塚議長 起立全員であります。

よって、第47号議案は原案のとおり可決されました。

第48号議案の可決

飯塚議長 次に、第48号議案 平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算は、原案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立多数〕

飯塚議長 起立多数であります。

よって、第48号議案は原案のとおり可決されました。

第49号議案及び第51号議

案から第53号議案の同意

飯塚議長 次に、第49号議案及び第51号議案から第53号議案を一括して採決いたします。

第49号議案及び第51号議案から第53号議案は、同意することに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔起立全員〕

飯塚議長 起立全員であります。

よって、第49号議案及び第51号議案から第53号議案は原案のとおり同意されました。

日程の追加

飯塚議長 お諮りいたします。

閉会中の特定事件の委員会付託を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

飯塚議長 御異議なしと認めます。

よって、閉会中の特定事件の委員会付託を日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の特定事件の委員会付託

飯塚議長 閉会中の特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会に「議会運営に関する事項について」を閉会中の特定事件として、付託事項の調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることにいたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

飯塚議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会に「議会運営に関する事項について」を閉会中の特定事件として、付託事項の調査が終了するまで、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で、本定例会の議事はすべて終了いたしました。 午後 2時58分閉会

管理者あいさつ

飯塚議長 管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、これを許します。

田中管理者。

田中管理者 平成28年第1回草加八潮消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、消防組合の条例などについて御審議をいただき、平成28年度草加八潮消防組合一般会計予算を初め、提出させていただきましたすべての議案につきまして原案どおり御議決賜り、深く感謝を申し上げます。

まだ厳しい寒さが続いておりますが、議員の皆様には健康に御留意され、今後とも消防組合の発展に御尽力を賜りますよう心よりお願いを申し上げまして、平成28年第1回定例会閉会のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

閉会の宣言

飯塚議長 これにて、平成28年第1回草加八潮消防組合議会定例会を閉会いたします。

| | | | | | |
|----|----|---|---|---|---|
| 議 | 長 | 飯 | 塚 | 恭 | 代 |
| 臨時 | 議長 | 小 | 澤 | 敏 | 明 |
| 署名 | 議員 | 篠 | 原 | 亮 | 太 |
| 署名 | 議員 | 田 | 中 | 宣 | 光 |

参 考 资 料

議案処理結果一覧表

管理者提出議案

本定例会提出

| 議案番号 | 議案名 | 提出年月日 | 付託委員会 | 議決年月日 | 議決結果 |
|-------|---|-----------|-------|-----------|--------------|
| 第1議案 | 専決処分の承認を求めることについて(草加八潮消防組合の休日をも定める条例) | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 承認 (全員) |
| 第2議案 | 専決処分の承認を求めることについて(草加八潮消防組合公告式条例) | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 承認 (全員) |
| 第3議案 | 専決処分の承認を求めることについて(草加八潮消防組合議会定例会条例) | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 承認 (全員) |
| 第4議案 | 草加八潮消防組合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第5議案 | 草加八潮消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第6議案 | 草加八潮消防組合証人等の実費弁償に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第7議案 | 草加八潮消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第8議案 | 草加八潮消防組合職員公務災害等見舞金支給条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第9議案 | 草加八潮消防組合監査委員条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第10議案 | 草加八潮消防組合公平委員会設置条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第11議案 | 草加八潮消防組合情報公開条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第12議案 | 草加八潮消防組合個人情報保護条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第13議案 | 草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第14議案 | 草加八潮消防組合情報公開・個人情報保護審議会条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第15議案 | 草加八潮消防組合行政手続条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第16議案 | 草加八潮消防組合行政不服審査法施行条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第17議案 | 草加八潮消防組合消防本部及び消防署設置条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第18議案 | 草加八潮消防組合消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第19議案 | 草加八潮消防組合職員定数条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (多数) |
| 第20議案 | 草加八潮消防組合職員の服務の宣誓に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第21議案 | 草加八潮消防組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |

| 議案番号 | 議案名 | 提出年月日 | 付託委員会 | 議決年月日 | 議決結果 |
|--------|--|-----------|-------|-----------|--------------|
| 第22号議案 | 草加八潮消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第23号議案 | 草加八潮消防組合職員の育児休業等に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第24号議案 | 草加八潮消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第25号議案 | 草加八潮消防組合職員の給与に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第26号議案 | 草加八潮消防組合職員の特殊勤務手当に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第27号議案 | 草加八潮消防組合職員等の旅費に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第28号議案 | 草加八潮消防組合職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第29号議案 | 草加八潮消防組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第30号議案 | 草加八潮消防組合職員の定年等に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第31号議案 | 草加八潮消防組合消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第32号議案 | 草加八潮消防組合職員の再任用に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第33号議案 | 草加八潮消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第34号議案 | 草加八潮消防組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第35号議案 | 草加八潮消防組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (多数) |
| 第36号議案 | 草加八潮消防組合財政状況の公表に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第37号議案 | 草加八潮消防組合行政財産使用料条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第38号議案 | 草加八潮消防組合消防関係手数料条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第39号議案 | 草加八潮消防組合火災予防条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第40号議案 | 草加八潮消防組合消防団の設置等に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第41号議案 | 草加八潮消防組合草加市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第42号議案 | 草加八潮消防組合八潮市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第43号議案 | 草加市消防団員及び八潮市消防団員の退職報償金の支給に関する条例の制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |

| 議案番号 | 議 案 名 | 提出年月日 | 付託委員会 | 議決年月日 | 議決結果 |
|---------------|--|-----------|-------|-----------|--------------|
| 第 44 号 議 案 | 指定金融機関の指定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第 45 号 議 案 | 埼玉県市町村総合事務組合への加入 について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第 46 号 議 案 | 草加八潮消防組合と草加市との間 における情報公開・個人情報保護審議 会及び情報公開・個人情報保護審査 会並びに行政不服審査会に関する事 務の委託について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第 47 号 議 案 | 平成 2 7 年度草加八潮消防組合一般 会計予算 | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 第 48 号 議 案 | 平成 2 8 年度草加八潮消防組合一般 会計予算 | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (多数) |
| 第 49 号 議 案 | 監査委員の選任につき同意を求め ることについて | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 同 意 (全員) |
| 第 50 号 議 案 | 監査委員の選任につき同意を求め ることについて | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 同 意 (全員) |
| 第 51 号 議 案 | 公平委員会委員の選任につき同意 を求めることについて | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 同 意 (全員) |
| 第 52 号 議 案 | 公平委員会委員の選任につき同意 を求めることについて | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 同 意 (全員) |
| 第 53 号 議 案 | 公平委員会委員の選任につき同意 を求めることについて | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 同 意 (全員) |

委員会提出議案

本定例会提出

| 議案番号 | 議 案 名 | 提出年月日 | 付託委員会 | 議決年月日 | 議決結果 |
|----------------|---------------------------|-----------|-------|-----------|--------------|
| 委 第 1 号 議 案 | 草加八潮消防組合議会会議規則の制 定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |

議員提出議案

本定例会提出

| 議案番号 | 議 案 名 | 提出年月日 | 付託委員会 | 議決年月日 | 議決結果 |
|----------------|----------------------------|-----------|-------|-----------|--------------|
| 議 第 1 号 議 案 | 草加八潮消防組合議会委員会条例の 制定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |
| 議 第 2 号 議 案 | 管理者の専決処分の指定について | H28. 2. 1 | | H28. 2. 1 | 原案可決 (全員) |

委員会提出議案

平成28年2月1日

草加八潮消防組合議会

議長 飯塚 恭代 様

議会運営委員会

委員長 大山 安司

草加八潮消防組合議会会議規則の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

委第1号議案

草加八潮消防組合議会会議規則

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条 第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条 第19条）
- 第3節 議事日程（第20条 第24条）
- 第4節 選挙（第25条 第33条）
- 第5節 議事（第34条 第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条 第66条）
- 第8節 表決（第67条 第77条）
- 第9節 公聴会及び参考人（第78条 第84条）
- 第10節 会議録（第85条 第89条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第90条 第94条）
- 第2節 審査（第95条 第110条）
- 第3節 秘密会（第111条・第112条）
- 第4節 発言（第113条 第124条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第125条・第126条）
- 第6節 表決（第127条 第137条）

第3章 請願（第138条 第144条）

第4章 辞職及び資格の決定（第145条 第149条）

第5章 規律（第150条 第158条）

第6章 懲罰（第159条 第164条）

第7章 議員の派遣（第165条）

第8章 補則（第166条）

附則

第1章 会議

第1節 総則

(参集)

第1条 議員は、招集の当日開議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

(宿所又は連絡所の届出)

第3条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

(議席)

第4条 議員の議席は、選出後最初の会議において、議長が定める。

2 補欠議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議に諮って議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

(会期)

第5条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第6条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第7条 会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第8条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第9条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第10条 組合の休日は、休会とする。

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第114条第1項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

(会議の開閉)

第11条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第12条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第13条 法第113条の規定による出席催告の方法は、議事堂に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に、文書又は口頭をもって行う。

第2節 議案及び動議

(議案の提出)

第14条 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

2 議会運営委員会(以下「委員会」という。)が議案を提出しようとするときは、その案を

備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第15条 議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第16条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第17条 修正の動議は、その案を備え、法第115条の3の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の表決の順序)

第18条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第19条 会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

2 議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第3節 議事日程

(議事日程の作成及び配布)

第20条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布にかえることができる。

(議事日程の順序変更及び追加)

第21条 議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第 2 2 条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第 2 3 条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(議事日程の終了及び延会)

第 2 4 条 議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って延会することができる。

第 4 節 選挙

(選挙の宣告)

第 2 5 条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第 2 6 条 選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

(議場の出入口閉鎖)

第 2 7 条 投票による選挙を行うときは、議長は、第 2 5 条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第 2 8 条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

(投票)

第 2 9 条 議員は、職員の点呼に応じて、順次、投票を備え付けの投票箱に投入する。

(投票の終了)

第 3 0 条 議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第31条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

2 前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

3 投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第32条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙関係書類の保存)

第33条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5節 議事

(議題の宣告)

第34条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第35条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員3人以上から異議があるときは、討論を用いずに会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第36条 議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第37条 会議に付する事件は、会議において提出者(請願については紹介者)の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑に入る。質疑の後議長が必要と認めるときは、委員会に付託することができる。

2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、付託することができる。

3 前2項における提出者(請願については紹介者)の説明及び第1項における委員会の付託は、討論を用いずに会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第38条 委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了をまって議題とする。

(委員長の報告及び少数意見者の報告)

第39条 委員会が審査又は調査した事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

2 少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

3 第1項の報告は、討論を用いなくて会議に諮って省略することができる。

4 委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第40条 委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第41条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第42条 議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第43条 議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査期限)

第44条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

2 前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第38条の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第45条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

(再付託)

第46条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託すること

ができる。

(議事の継続)

第 4 7 条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第 6 節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第 4 8 条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第 4 9 条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第 7 節 発言

(発言の許可)

第 5 0 条 発言は、全て議長の許可を得た後にしなければならない。

(発言の通告及び順序)

第 5 1 条 会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

2 発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

3 発言の順序は、議長が決める。

4 発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

(発言の通告をしない者の発言)

第 5 2 条 発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

(討論の方法)

第 5 3 条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべ

く交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言及び討論)

第54条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第55条 発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

(質疑の回数)

第56条 質疑は、同一議員につき、同一議題について2回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

(発言時間の制限)

第57条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 議長の定めた時間の制限について、出席議員3人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第58条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第59条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第60条 質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。
(選挙及び表決時の発言制限)

第61条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第62条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問等)

第63条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて会議に諮らなければならない。

3 第1項の規定による質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(準用規定)

第64条 質問については、第56条及び第60条の規定を準用する。

(発言の取消し又は訂正)

第65条 発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(答弁書の配布)

第66条 管理者その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布にかえることができる。

第8節 表決

(表決問題の宣告)

第67条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在議員)

第68条 表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第69条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第 7 0 条 議長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 議長が起立者の多少を認定し難いとき、又は議長の宣告に対して出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第 7 1 条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員 3 人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第 7 2 条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第 7 3 条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第 7 4 条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第 2 7 条、第 2 8 条、第 2 9 条、第 3 0 条、第 3 1 条、第 3 2 条第 1 項及び第 3 3 条の規定を準用する。

(表決の訂正)

第 7 5 条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第 7 6 条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第 7 7 条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決

める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員 3 人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。

3 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第 9 節 公聴会及び参考人

(公聴会開催の手続)

第 78 条 会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 79 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 80 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 81 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 82 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 83 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 84 条 会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 8 1 条、第 8 2 条及び第 8 3 条の規定を準用する。

第 1 0 節 会議録

(会議録の記載事項)

第 8 5 条 会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (1 0) 会議に付した事件
- (1 1) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (1 2) 選挙の経過
- (1 3) 議事の経過
- (1 4) 記名投票における賛否の氏名
- (1 5) その他議長又は議会において必要と認めた事項

2 議事は、録音により記録する。

(会議録の配布)

第 8 6 条 会議録は、議員及び関係者に配布(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、電磁的方法による提供を含む。)する。

(会議録に掲載しない事項)

第 8 7 条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第 6 5 条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

(会議録署名議員)

第 8 8 条 会議録に署名する議員(会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第 1 2 3 条第 3 項に規定する署名に代わる措置をとる議員) は、2 人とし、議長が会議において指名する。

(会議録の保存年限)

第 89 条 会議録の保存年限は、永年とする。

第 2 章 委員会

第 1 節 総則

(議長への通知)

第 90 条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(欠席の届出)

第 91 条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(会議中の委員会の禁止)

第 92 条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(会議の開閉)

第 93 条 開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

2 委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第 94 条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第 2 節 審査

(議題の宣告)

第 95 条 会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第 96 条 委員長は、必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第 97 条 委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

(審査順序)

第 98 条 委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

(先決動議の表決順序)

第 99 条 他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いなくて会議に諮って決める。

(動議の撤回)

第 100 条 提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

(委員の議案修正)

第 101 条 委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第 102 条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第 103 条 委員会は、法第 100 条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第 104 条 委員会が法第 109 条第 3 項に規定する調査をしようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(委員の派遣)

第 105 条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(議事の継続)

第 106 条 会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件

が議題となったときは、前の議事を継続する。

(少数意見の留保)

第107条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第108条 委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

(委員会報告書)

第109条 委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

(閉会中の継続審査)

第110条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第3節 秘密会

(指定者以外の者の退場)

第111条 秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第112条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第4節 発言

(発言の許可)

第113条 委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

(委員の発言)

第114条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(発言内容の制限)

第115条 発言は、全て簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

2 委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。

(委員外議員の発言)

第116条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

2 委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

(委員長の発言)

第117条 委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

(発言時間の制限)

第118条 委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

2 委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第119条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第120条 会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第121条 質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第122条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(発言の取消し又は訂正)

第123条 発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

(答弁書の朗読)

第124条 管理者その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁し難い場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第5節 委員長及び副委員長の互選

(互選の方法)

第125条 委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

2 有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

3 前項の当選人は、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

4 第1項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

5 委員会は、委員のうちに異議を有する者がいないときは、第1項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

6 指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

(選挙規定の準用)

第126条 前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第1章第4節の規定を準用する。

第6節 表決

(表決問題の宣告)

第127条 委員長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

(不在委員)

第128条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第129条 表決には、条件を付けることができない。

(挙手による表決)

第130条 委員長が表決をとろうとするときは、問題を可とする者を挙手させ、挙手者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

2 委員長が挙手者の多少を認定し難いとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第131条 委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

2 同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名投票)

第132条 記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、を投票箱に投入しなければならない。

(無記名投票)

第133条 無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

2 無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第134条 記名投票又は無記名投票を行う場合には、第28条、第29条、第30条、第31条及び第32条第1項の規定を準用する。

(表決の訂正)

第135条 委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第136条 委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、挙手の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第137条 同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決め

る。

2 修正案が全て否決されたときは、原案について表決をとる。

第3章 請願

(請願書の記載事項等)

第138条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所及び氏名(法人の場合には、その名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第139条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

(請願の審議)

第140条 請願は、付議の順序により、議会がこれを審議する。ただし、議長が特に必要と認めるときは、委員会に付託することができる。

(紹介議員の委員会出席)

第141条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第142条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1) 採択すべきもの

(2) 不採択とすべきもの

2 採択すべきものと決定した請願で、管理者その他の関係機関に送付することを適当と認め

るもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求)

第 1 4 3 条 議長は、議会の採択した請願で、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

(陳情書の処理)

第 1 4 4 条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第 4 章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第 1 4 5 条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いなくて会議に諮ってその許否を決定する。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第 1 4 6 条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第 1 4 7 条 法第 1 2 7 条第 1 項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第 9 2 条の 2 の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第 1 4 8 条 前条の要求については、議会は、第 3 7 条第 3 項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

(決定書の交付)

第 1 4 9 条 議会が議員の被選挙権の有無又は法第 9 2 条の 2 の規定に該当するかどうかについての法第 1 2 7 条第 1 項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第5章 規律

(品位の尊重)

第150条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第151条 議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、コート、マフラー、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第152条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第153条 議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

(禁煙)

第154条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞紙等の閲読禁止)

第155条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(資料等印刷物の配布許可)

第156条 議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

(許可のない登壇の禁止)

第157条 何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

(議長の秩序保持権)

第158条 全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いずに会議に諮って定める。

第6章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第159条 懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。た

だし、第49条第2項又は第112条第2項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰動議の審査)

第160条 懲罰については、議会は、第37条第3項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

(戒告又は陳謝の方法)

第161条 戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

(出席停止の期間)

第162条 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止させた者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第163条 出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第164条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第7章 議員の派遣

(議員の派遣)

第165条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合及び開会中にあつては、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第8章 補則

(会議規則の疑義に対する措置)

第166条 この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附 則

この規則は、平成28年2月1日から施行する。

議員提出議案

平成28年2月1日

草加八潮消防組合議会

議長 飯塚 恭代 様

| | |
|-----|--------|
| 提出者 | 小澤 敏明 |
| 賛成者 | 篠原 亮太 |
| ” | 田中 宣光 |
| ” | 平野 厚子 |
| ” | 佐々木 洋一 |
| ” | 池谷 和代 |
| ” | 大山 安司 |
| ” | 西沢 可祝 |
| ” | 小川 利八 |

草加八潮消防組合議会委員会条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により提出
します。

議第 1 号議案

草加八潮消防組合議会委員会条例

(議会運営委員会の設置)

第 1 条 議会に議会運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、6 人とする。

3 前項の委員の任期については、組合を構成する市の議会の議員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員の任期の起算)

第 2 条 議会運営委員(以下「委員」という。)の任期は、選任の日から起算する。

(委員の選任)

第 3 条 委員の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長が共にないときの互選)

第 5 条 委員長及び副委員長が共にないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の議事整理権及び秩序保持権)

第 6 条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第 7 条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長に共に事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長及び副委員長の辞任)

第 8 条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第9条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第10条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査し、又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第11条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第13条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第12条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合において、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第13条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席し、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第14条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第15条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いずに委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第16条 委員会は、審査又は調査のため、管理者、公平委員会の委員長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第17条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)会議

規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長はこれを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

第18条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第19条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第20条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第21条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第22条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第23条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第24条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第25条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は押印しなければならない。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名又は押印については、法第123条第3項の規定を準用する。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則への委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成28年2月1日から施行する。

平成28年2月1日

草加八潮消防組合議会

議長 飯塚 恭代 様

提出者 大 山 安 司

賛成者 篠 原 亮 太

” 田 中 宣 光

” 平 野 厚 子

” 佐々木 洋 一

” 池 谷 和 代

” 西 沢 可 祝

” 小 川 利 八

” 小 澤 敏 明

管理者の専決処分の指定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び第2項の規定により提出
します。

議第 2 号議案

管理者の専決処分の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、管理者において専決処分できる事項を次のとおり指定する。

- (1) 法律上草加八潮消防組合の義務に属する損害賠償額の決定で、1 件 1 0 0 万円（保険等により補てんされるものにあつては、その保険金等の額及び免責額）以下のもの
- (2) 前号の損害賠償額の決定に伴い、予算を定めること。

議案質疑発言一覧表

| 順位 | 発言者及び時間 | 発言の要旨 | 答弁者 | 頁 |
|----|-----------------------|----------------------------------|-------|----|
| 1 | 3番 平野 厚子 議員 30分 | 1 第48号議案について | 荻沢副参事 | 39 |
| | | ア 経費の区分と負担について | | |
| | | 2 第48号議案について | 荻沢副参事 | 41 |
| | | ア 歳出額の前年度比較について | | |
| | | 3 第48号議案について | 荻沢副参事 | 41 |
| | | ア 人件費について | | |
| 2 | 1番 篠原 亮太 議員 18分 | 1 第48号議案について | 田中参事 | 45 |
| | | ア 車両更新整備事業のうち救助工作車購入費について | 安藤理事 | |
| | | 2 第48号議案について | 田中副参事 | 47 |
| | | ア 指令システム更新事業のうち、指令システム更新工事費について | | |
| 3 | 5番 池谷 和代 議員 9分 | 3 第48号議案について | 富田副参事 | 48 |
| | | ア 八潮市消防団施設整備事業のうち消防団施設改修工事費について | | |
| | | 1 第19号議案 草加八潮消防組合職員定数条例について | 富田副参事 | 49 |
| | | ア 331人の定数に至った経緯について | 安藤理事 | |
| 2 | | イ 充足率について | | |
| | | 2 第25号議案 草加八潮消防組合職員の給与に関する条例について | 荻沢副参事 | 50 |
| | | ア この給料表となった経緯は | | |
| | | イ この給料表で降格となる場合があるか | | |